

平成24年3月8日（木曜日）

---

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	佐藤 徳憲 君
復興企画課長	三浦 清隆 君
復興事業推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長 兼地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院事務長 兼総務課長	横山 孝明 君
総務課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	佐藤 広志 君

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤 徳憲 君
-----	---------

農業委員会部局

事務局長	高橋 一清 君
------	---------

---

事務局職員出席者

事務局 長

佐藤 広志

上席主幹兼総務係長  
兼議事調査係長

佐藤 孝志

---

議事日程 第3号

平成24年3月8日（木曜日）

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 7号 南三陸町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 8号 南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 9号 南三陸町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第10号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第11号 南三陸町図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第12号 南三陸町スポーツ交流村設置及び管理条例及び南三陸町平成の森設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第13号 南三陸町立保育所条例及び南三陸町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第14号 南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第15号 南三陸町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第16号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第17号 南三陸町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例制定について
- 第14 議案第18号 南三陸町復興交付金基金条例制定について
- 第15 議案第19号 南三陸町地域復興基金条例制定について

第16 議案第20号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

第17 議案第21号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約  
の変更について

第18 議案第22号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変  
更について

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

定例会3日目でございます。本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

遅刻議員、4番阿部 建君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において11番及川 均君、12番鈴木春光君を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（後藤清喜君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告7番、鈴木春光君の一般質問が途中でありますので、改めて発言を許します。12番鈴木春光君。

〔12番 鈴木春光君 登壇〕

○12番（鈴木春光君） おはようございます。昨日に続き、一般質問をお願いいたします。

持ち時間は28分5秒ばかりになっているんですけども、町長と分け合うと14分となるわけですけども、ひとつ20分ぐらいちょうだいいたしたいなと、こういうふうに思います。答弁の方も簡単明瞭で結構でございますから、よろしく願いいたします。

公営住宅・復興住宅の早期取り組みはということで通告しておるので、お伺いいたしたいと思います。

「住まいは高台に」を基本に、土地利用のあり方が示されているところでございますが、公営住宅・復興住宅建設が高台移転へ、どこに建てるのか、少し事業化へのスピード感が足りないのではないかなというふうに思っております。それは国の制度あるいは規制の網でも張られているのかなというふうなことでございますけれども、なぜかと申しますと、早5カ月、150日が経過しているわけでございますので、この辺をひとつお答え願いたいと思いま

す。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、やっとなめぐってまいりましたので、次に、ご質問の2点目、公営住宅・復興住宅の早期取り組みについてでございますが、ほかの議員の皆さん方の質問でもお答えをさせていただきましたが、志津川地区、歌津地区、戸倉地区の災害公営住宅の用地につきましては、防災集団移転促進事業による宅地造成と隣接した場所を基本としておりまして、建設候補地が確定したのから随時用地買収に着手し、最も早いところでは平成24年度中に設計、平成25年度末の入居を目指していきたいと考えております。

また、造成工事が少なく災害公営住宅の建築着手に時間を要しない入谷地区は、意向調査でも希望があったことから、入谷地区において利便性等を考慮しながら、現在、建設候補地の選定作業を進めているところであります。町としては、できるだけ早く候補地を決定し、平成24年度には用地買収や設計を実施し、平成25年度末の入居を目指したいと考えております。平成24年度より災害公営住宅整備が始まりますが、できるだけ早く希望者すべての方が入居していただけるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 国の制度あるいは規制等々が邪魔して遅れているわけではなくて、計画に沿ったその振興を図っているんだということでございます。特に24年度には入谷地区等々には用地買収も含めた建設用地を今とり進めているということで、大変ありがたいと思います。

いろいろ質問はあったんですけども、きのう、おとといと公営住宅・復興住宅にかかわる一般質問者があったので、その辺でご理解して、次に移りたいと思います。

通告の2番でございますけれども、津波災害による公共施設はどうするのかということでございます。戸倉地区、それから松原住宅のことについてお伺いをいたしたいと思います。

戸倉小学校は、ご存じのように巨大大津波を屋上までかぶりまして、1階、2階とも損壊・破壊してしまいましたが、子どもたちは全員避難されたということで、先生方の避難誘導が大変よかったのかなということでございます。地域の人たち初め、この辺は町民も感謝しているところでございます。

さきの質問において町長は、チリ地震津波あるいは東日本大震災の大津波を受けておる場所であるから、今のところには建てないという答えでありましたけれども、しからば、解体をするのか、あるいは何らかの再利用をしていくのか、その辺をまずもってお伺いしたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問であります。津波被災による公共施設はどうするのかということについてお答えをさせていただきますが、議員ご質問の戸倉小学校、町営松原住宅につきましては、東日本大震災による大津波で水没をいたしまして、躯体は残っているものの使用できない状況となっております。また、両施設が設置されている場所は、地盤が沈下しております。かさ上げが必要であるなど安全面等を総合的に考えますと、現在の場所での復旧は考えてございません。議員ご承知のとおり、町の震災復興計画では、教育関連施設の復旧整備につきましては安全な教育環境の確保をうたっております。戸倉小学校につきましても、計画に沿いつつ、教育委員会並びに地元住民の皆様との協議を踏まえて進めてまいりたいと考えておりますが、現時点での基本的な考え方といたしましては、新しく造成する高台への移設を検討いたしております。

同じく、復興計画では、「住まいは高台に」を基本としておりまして、今後、災害公営住宅は津波の浸水域ではない高台等に整備する考えであります。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） そうすると、解体というような受けとめ方でよろしいでしょうか。解体もよいかと思えますけれども、地盤沈下もされていることは承知のことですけれども、そういうところであっても、解体費用等々を考えた場合に、何か再利用することが……。骨組みあるいは内壁・外壁、あのおり外見から見た場合には大丈夫なのかなと、調査の必要もあろうかと思えますけれども。そういうことからして、例えばですよ、戸倉小学校はあれだけの大きな施設でございますから、戸倉地区の漁業家の何か加工施設のようなものにはどうなのかなと、これは提案でございますけれどもね。あるいは2階は直売施設に考える、あるいは漁協も含めて集会所にしていくなとか、そういう活用に考えを置きかえていったらばどうなのかなというふうな思いがするので、この辺もお聞きしておきたいことだと思えます。

それから、松原住宅の件でございますけれども、松原住宅におきましては、あそこに建てない方がいいんでねえかというようなことで、平成17年の一般質問で町長あるいは当時の建設課長とけんけんがくがく論議をした経緯もございまして、今回、幸いにして40余名ほどの避難者があったということで、やっぱりかつて質問にあったように、防災上、中高層の堅牢な建物が不可欠だということで賛同多くしてあそこに建っただけけれども、約6億近い金が投じられたんでないかなと。しかも17年に入居が始まったということからすれば、

まだ7年ぐらいしかたっていないわけですよ。そういうことからすれば、何か考えられないものかなど。今回、根足が丈夫だったもんですから、あのようにあの大津波でも、まずもって一番海に近い公営住宅だったんだけれども残ったということからすれば、これから堤防をつくるとしたら、例えば外洋側の防潮堤といいますか、その堤防の根足にひとつコンクリートでもぶち込んで、さらに動かないようにして、あそこから大森まで一挙に外洋の防潮堤をつくるとか。さらには、今、仙台市あるいは塩竈でいろいろ話題をまいております水族館の誘致ですよ。それは、骨組みががっちりしてて、つまり50戸分、48戸だったかな、50戸分のその部屋部屋に魚を飼って、ひとつ観光誘致につなげたらどうなのかなど。つまり骨組みあるいは外壁、内壁、床面が、今回の津波なり地震でそう影響ないとするならば、そういうことも考えてみたらいいかなど。つまり6億もかけてあそこに建てたものを、しかもあそこは避難場所にも今回なったということからすれば、やっぱりただ解体するだけでなく、取り残して、あそこに残しておいてよかったなど、モニュメントでなくしても、そういうことを考えてはいかがなものかなどということでお尋ねをするわけでございます。

この戸倉小学校の加工施設の関係、それから松原住宅の水族館等々の誘致も含めたご質問でございますので、その辺の考え方をお尋ねいたしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども答弁させていただきましたように、現時点として町としての考え方は解体ということで、その方向で進めていきたいというふうに考えてございます。

鈴木議員からいろんな再利用というふうなご提案でございますが、あれほどの被害をこうむった建物でございますので、躯体はあるとはいふものの、大分傷みもひどいという部分もでございますので、我々とすれば解体という方向で進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

今お話ありましたように、松原住宅につきましては、防潮堤に全くかかってしまう場所でございますので、その辺を考えますと、あその場所の再利用というのは大変難しいだろうというふうに認識はいたしてございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 解体ということであれば、そうですかということにはならないんですけれども、多くの費用をかけて、やはり今回残ったと。そういうことからすれば、再利用といえますか、そういうことも視野に入れて考えられてはどうなのかなどというふうに思うんですよ。つまり、議会でもこの設置については相当論議された場所でありまして、今回このよ

うな大きな津波が来なければ当然永々として公営住宅として活用されたと思うんですけども、たまたま大きな津波が来て浸水したと、損壊したというようなことで、そうした考え方でありまして、動かなかったのと、しかもやはりその当時、17年の一般質問では、ぜひその中高層の建物が緊急避難の場合に必要なんだということで建てた場所でございますから、そういった意味合いでは、やはり今回も、繰り返しますけれども、40名からの人が避難されたと、そういう建物であったものだから、再利用の方法を考えられてはどうかという提案でございます。なぜならば、要するに税金のむだ遣いにならないような再利用提案を私は、5億、6億もかけてつくった建物が、幸いにして人を避難もさせたし、建物として健在なものですから、そういうことでどうなのかなと。

それから、戸倉の中学校で言いますと、やはり特区の問題がありますし、それから、なかなか各個人では例えば建物を建てて施設を整えるということは容易でないものですから、一部屋ずつ10人に貸しても、10人の建物の個人費用はそこで軽減されるんでないかなと。そういうことだし、国なりあるいは県なりでは特区を推奨しているものですから、暫定的であっても、解体するよりは、そういう人たちに無償提供して、そういう加工施設なり、要するに販売施設なり、あるいは自然活用センターの事務所も兼ねながら、あるいは漁協の事務所も兼ねながら、そういうものに活用していったらどうかというふうに思って御提案をするわけでございます。まず、町として、戸倉の漁民にまずもってそういうようなことを問いかけて、どうなんだということになれば、恐らく、それでは5年なら5年、10年なら10年、貸してもらいましょうと希望する人も私はいると思うんですよ。そういうことに活用させてはどうかという質問でございますので、その辺をひとつ検討してみる必要があるんじゃないかなと。この辺をいま一度お聞きいたしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多額の費用をかけた施設ですので、再利用を考えたらどうかというご提案だというふうに思います。ご案内のとおり戸倉小学校の体育館、本当にあれも数億円かけて建設をいたしました。たった1週間で壊滅ということになりました。ある意味我々とすれば、これから安心という部分について十分意を用いていかなければならないというふうに認識をいたしております。したがって、戸倉小学校の部分につきましても、また改めてその再利用をするために多額の費用をかけてということにならざるを得ない状況でございます。これは松原住宅も同じでございます。特に松原住宅につきましても、先ほどお話ししましたように、復興計画を進めるに当たっての障害になるということは、ある意味これは目に見えている施設

でございますので、その辺は我々としては解体という形の中で考えていかざるを得ないんだろうというふうに認識をいたしております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 復興計画の障害になるということで解体というようなことでございますけれども、その復興計画の障害というのは、どういうことを意味しているのかなということをもっとお伺いしたいと思いますけれども、復興計画、つまりあそこをすべて解体して、そこへ何か建てるのかなというように感じるわけなんですけれども、職住分離の法則を今回の宅地造成の中で提案しているんですけれども、その職の振興を図るためには、どっちが早く住民のために活用できるかということを考えに置く必要性もあるのかなというふうに思うわけですよ。そういうことからすれば、やはりこれは、あの外枠をつくるだけでも鉄筋で建てるとなると容易な話でない費用ですよ。それから、戸倉地区は漁業が主なんですけれども、そういう人たちの話をして、もし合意が取りつけられたら公共施設のその再活用になるんですけども、私は希望する人も出てくるのかなと。なぜかというと、作業所を建てる費用が、住宅さえもなかなか容易でないときに、作業所を建てて施設を整えるということになると、これは漁民の方に大きな負担になる。そういうことをやっぱり行政というか自治体で提案をしてみても一つの漁業再生に向けての救済になるのかなというように私は考えを持っているわけでございます。相談してみて、それよりも私は、作業所を建てて、冷蔵庫を買って、あるいは加工施設を整えて、やるというようなことになると、大きな負担になってくるものだから、ある一定の期間でもいいと思うんですけれども、そういう救済あるいは復興へ向けての早期な取り組みができるものだと、こういうふうに思うからこういう提案をしているのでありまして、建てるなというところに建てて、建てない方がいいんでないかというふうにやって津波来て流されてしまったから、建物は残ったけれども、人は残ったけれども、助かったけれども、ぶっ壊した方が復興の妨げにならないということでは理論としてはいかななものかなと、私はこういうふうに思います。

そういう提案したから何としてもこいつはやり通さなくてないというんでなくて、同じコメントにするにしても、再活用にして、さらにそれが緊急避難場所にも今後も生かされるとすれば、そういう再活用の方法もいかなかなということでございますから、そういう点についてひとつ、時間もぎりぎりでございますから、いま一度お願いいたしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 災害以降、水産あるいは商店の復活につきましては、ご案内のとおり

中小基盤機構の制度を使って皆さん方が復活を果たしております。ただいまご指摘の、今の海の再生、職の再生というお話でございましたら、今、そういった制度がございますので、制度を活用してご利用いただけるということは可能でございます。ですから、先ほど来あの施設を使ってというお話ですが、多分施設を使うと多額の修繕費用がかかっていくというふうに思います。これは間違いないことでございます。それよりも中小基盤機構のそういった制度を使って、そういった再生をいち早くスタートするという方が手っ取り早いというふうに私は考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） なかなかそういう制度を活用するといっても、自己負担分が多うございます。そういうことからすれば、町としてもこういう支援をしていきたいんだということで、町の実績にもかかわるんじゃないですか、実績にも。そういうようなことを私は、行政、自治体として考えていただきたいなと思いますよ。例えば、松原住宅ですけれども、水族館にして、どうやったら交流人口を誘致できるかということ、それがとりもなおさず観光立町にもつながるんだということがございますから、そういうことをぜひ検討していただいて、再利用を考えていただければなど、そんなふうに思います。

時間が迫りましたので、これで私の質問を終わります。

○議長（後藤清喜君） 以上で、鈴木春光君の一般質問を終わります。

次に、通告8番、山内昇一君。質問件名、観光施設の復興伺う。以上1件について、一問一答方式による山内昇一君の登壇、発言を許します。5番山内昇一君。

〔5番 山内昇一君 登壇〕

○5番（山内昇一君） 5番山内は、議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をいたします。質問は一問一答方式で、質問の相手は町長です。

質問事項は、観光施設の復興を伺うです。

昨年3月11日、午後2時46分、600年に1度と言われる東日本大震災が発生しました。未曾有の大震災は、甚大な被害をもたらし、被災地地帯61%、本町の町並みや海岸線の景観、そして沿岸部の家屋や港湾施設も流出されました。さらには多くの町民も犠牲となって、1年の歳月が経過するようです。被災した町民も、不自由な仮設住宅で、この冬の厳冬の政策に耐え抜き、少しは落ちつき感を取り戻したようにもうかがえます。

復興元年、本町の重要課題である瓦れき処理や高台移転、災害復旧計画がいよいよ実施されて、農林水産業の各基幹産業もいよいよスタートします。これにあわせて、観光事業も

早期復旧することが重要と考えます。

震災前は、南三陸金華山国定公園指定の眺望は非常にすばらしく、海の町・南三陸町と名声がありました。商店街やホテル、民宿など、ピーク時にはおよそ100万人以上と、多くの観光客の交流でにぎわいがありました。

しかし、今回の震災後の本町の観光地、文化施設の崩壊がありまして、この被害ははかり知れない大きなものとなりました。

今後の復旧・復興、そして発展期には、町のにぎわいが戻り、観光客の来訪も期待できると思います。観光振興で町の将来像を描くために、地域資源、文化財を含め、これまで本町の観光にかかわった施設資本などの、その検証、また現状について伺うものであります。

以下、数点についてお願いしますが、前日からの同僚議員の一般質問と非常に重複する部分もありますが、ご了承願いたいと思います。

これで私の登壇での発言を終わります。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、通告8番、山内昇一議員のご質問であります、観光施設の復興を伺うについてお答えをさせていただきたいと思います。

ご存じのように、当町の観光は、町内の事業者やボランティアガイド、女性有志の彩りプロジェクトなど、多くの町民の皆様と行政が手を携えることにより、着実な成果を上げてまいりました。この震災で被災した後も、いち早く復興市が立ち上がり、また、語り部ガイドの皆様がご活躍されるなど、この町の復興を観光面からリードしていただいております。先般の地域づくり総務大臣表彰で大賞の評価をいただいたのは、これら官民一体となった活動が評価された結果だと認識をいたしてございます。

議員ご質問の観光施設の再生ということに関してであります、今後の当町の観光振興にとってどのような施設が必要なのかを、町民の皆様の声を聞きながら検討することが重要だと考えてございます。

また、施設整備については、津波浸水域の今後の利用方法、あるいは高台へ造成する居住地の整備など、町内全域の土地利用のあり方や各地域への公共施設の配置のバランスなども考慮しながら検討する必要があるというふうに考えます。これら整備計画と歩調を合わせて施設整備を考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 答弁ありがとうございます。では、早速何点かのうちの一つに入らせ

ていただきます。

きのうもお話あったと思いますが、南三陸町で唯一、太郎坊杉が、袖浜集落の東側に鎮座する荒沢神社といいますかね、そういった樹齢800年という非常に古い古木があります。これは宮城県の天然記念物と指定されておりまして、神社所有の、いわゆる大般若経と一緒に、今話題になっております平泉中尊寺の伝承にゆかりのあるものであり、この木はまさにこの神社のシンボルと言われておりまして、42メートルの樹高を持ち、県下でも有数の巨木であります。昭和33年には台風で惜しくも次郎坊45メートルが倒れまして、現在、貴重な1本であります。今回震災で根元近くに浸水したようで、非常にその経過が心配です。沢の近くといいますか、石の鳥居の下に船も流されておりまして、まさに津波の害を受けたように思われます。そういったことで、他の杉材が浸水したところは赤く枯死されているようですが、いわゆる唯一この天然記念物の木が大丈夫なのかどうか、その辺をちょっと最初にお伺いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の震災で荒沢神社も被災いたしまして、紺紙金泥大般若経も、これもきれいにして保存していただいているという状況でございます。

太郎坊杉の現状ということについては担当の課長の方から答弁をさせたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 太郎坊杉でございますが、同じように浸水しまして、それで、かなり地面の方も、あの奥の建物の1メートルぐらいのところまで水が来たということで、太郎坊杉も1メートル以上、幹のところまで海水が来たというような状況でございます。

それで、いろいろ紺紙金泥大般若経を含めて、県の文化財保護課、あるいは文化庁も来たんですが、そこで調査している中で、やっぱり一部上の方が枯れてきたといえますかね、見えてきたので、これはちょっと危ないなというふうなことで、県の方の樹木医の方、今は退職している方なんですが、その方の指導等をいただきながら、予算もとりまして、8月に樹勢回復のための専門業者に診断していただいて、必要な対策をとりました。それで、幾分樹勢の方も回復して、枝枯れもとまったのかなというふうな判断をして、現在も、本当にとまったのかどうか、その辺の経過も含めて見ているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） ありがとうございます。実は山の会の方、我々のグループでも、そう

いった心配がありまして、いろいろ賛否両論ありましたが、素人ではどうすることもできませんで、やはりこの専門家といいますか樹木医の方に一度診断してもらって、その後の処置をしてもらうのが一番最善ではないかといったことだったんですが、ごらんとおり、今回津波で浸水したあの山の周りの杉というものは、ほとんど赤くなって枯れてしまいました。杉・松は、非常に塩害には弱いわけです。そういったことで、今回、町として、この貴重な杉に対して、どのような処置といいますか保存活動をしているのかということでお尋ねいたしました。わかりました。その後のまた経過を見てお話をしたいと思います。

それから次に、町の水産振興センター、魚竜館ですか、そういったことでお尋ねしたいと思います。

管の浜の地区で発見された、いわゆるギョリュウ化石の上に建てられた、本当に全国でも珍しいミュージアムといいますかね、そういったことが2億4200万年という歳月をかけた世界最古のギョリュウが発見され、これと一緒に、イタリアのベルノザウルスですか、そういった化石のレプリカも展示しているということで、大変貴重なこれも町の宝だったわけです。ところが、今回の津波といいますか、そういったことで壊滅的な被害を受けました。幸いにもそのギョリュウの部分は改修されたといって、安心しているわけでございます。我々、観光として観光地を回って歩く場合、いわゆる他県から来たお客さん等に魚竜館というのは最も自慢のできる展示物でした。そういったことで早期のこの復旧が求められています。

そういったことで、この魚竜館が実は防潮堤の中にあるといったことで、きのうも同僚議員がお話をしましたが、私も最初から見たとき、これは今後の対策は、やはり移転するののも一つの選択肢かなと思ったところでございます。そういったことの考えをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 水産振興センターにおきましては、震災前、大変たくさんの皆さん方においでいただいたという経緯がございます。あとまた、ギョリュウ化石ということで、世界最古ということで、大変貴重な私どもの町の財産でございますので、この震災で大変な被害を受けたわけでございますが、ギョリュウ化石はギョリュウ化石で今後ともしっかりと町として守っていきたいというふうに思っております。

ただ、水産振興センターとこれまで一緒にしておりましたが、例えばそれが今回こういう震災を受けましたので、そういった歌津地域における観光施設というものが従来と同じでいいのかということではなくて、また違う形の中で、観光施設は観光施設として別な場所につ

くるとかですね、そういうことも考えて歌津地域の観光振興を図っていくと、これも一つの手立てではないのかなというふうな感じはいたしてございます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） ただいまの町長の答弁でわかりました。やはり二つにそういった形で分ければいいと思います。実はお客さんの誘導に対しても、万が一に、そういった津波とか自然災害はいつ来るかわからないといった形の中で、やはり客の身の安全、自分も含めてですね、そういったことで安全安心が一番だと思いますので、そういったことの今後の方向づけが町として考えられているのであれば、私は大いに賛成いたします。そういったことで早急にお願いしたいと思います。

これと関連して、町の管轄ではないんですが、いわゆる振興センターの後ろ側を通っております県道泊崎線といいますかね、そういったことの補修が今後どうなるのか。全くこれは町の担当じゃないんでしょうけれども、ぜひその観光道路としての位置づけもあると思いますので、私も最近何回か通ったものですから、かなり崩壊して決壊しているといった形の中で、町としてどのような県の方に要望をしているのか、その辺少し、おわかりになりましたら、よろしくお願いします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 泊崎線ですね、現在至るところで通行を妨げるような形で迂回路とかございますけれども、土木事務所の方で、未舗装のところは簡易舗装ということでこれから整備をする予定でございます。

それから、泊崎半島線が、防潮堤、特に漁港、それから県設海岸、そこと近接をしてございますので、これから各所管する省庁に該当するものの協議設計というものを、県の方、それからあと漁港の方は町の方ですね、これを発注させていただいて、そこでお互いに、防潮堤の構造あるいはその位置、それから泊崎半島線の道路、こういうものをどの位置にするかというものを決めていくというふうなことになります。その上で、やはり防災道路として浸水域以外に道路をつけなくちゃいけないというところについては、また新たな交付金事業ですね、こういったところを県の方でもいろいろ今検討しているようでございますので、その辺の経過を見ながら対応させていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） わかりました。あの道路は、通った方はもちろん危険だということは一目瞭然で、かなり工事費もかかるのかなと思ったようです。それで、実は海岸線に沿って走

っているものですから、将来、例えば復旧ということになればそのまま直すんでしょうけれども、別ルートは考えられないのかな。あるいは、いわゆる防潮堤のお話が出ましたけれども、8.7メートルですか、そういった高さのものがあそこを通った場合、いわゆるあの地域の方々の生活の場としての、仕事場としても活用しているところなので、そういったことの手配は もちろん当然考えると思いますが、今後そういったことを十分踏まえて、町民といいますか地元の方々の周知といいますか、そういった説明会があったのかどうか、その辺ちょっと心配だったのでお伺いします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 漁民の皆さんにつきましては、漁港整備のですね、今回補正で上げてますし当初予算で上げておりますので、その説明会については2月中にすべて、もちろん歌津地区も志津川地区も説明会を開催させていただきまして、その中で今ご指摘いただいたようなお話も出ておまして、さっき回答したようなお話をさせていただきます。

それで、県の方につきましては、そこの協議設計を多分補正予算で発注すると思いますけれども、発注をした段階で、測量とか現地調査、これは入らなくちゃいけないで、その説明会を、用地関係者とか、あとは地区の方々ですね、集まりいただいて、やはりその説明をしてから、いろいろ調査に入って、それで今後の路線のあり方、それから防潮堤のあり方、どちらもなんですけれども、そういったことを合意形成を進めていくというふうな予定になると思います。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） わかりました。

それでは次に、いわゆる田東山ということでお話ししたいと思います。田東山は、津波には大丈夫だったんですが、行った方はおわかりだと思いますが、実は地震で山頂に行く道路が決壊しております。さらに、本吉町の石像の方に行くところが、右側の方がかなり崩壊しております。そういったことは多分町の管轄だと思いますが、今後の処置といいますか、今後の対策はどうなっているのか、お願いします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず、田東山の道路ですね、本吉の小屋の沢、蕨野ということですが、これは既に林道の災害査定で査定を受けていまして、これも既に予算化していますので、平成23年度で災害復旧事業として早急に取り組んでいくところでございます。ただ、山頂付近に擁壁が崩壊したところがございます。これにつきましては、少し工期を要するも

のですから、多分雪解けを待たないとまだ復旧できないということになります。ただ、舗装等につきましては、これはつつじまつりとか、ことしの開催、ちょっとこれからでしょうけれども、そういうところまでできるだけ間に合わせるような形で対処はしていきたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） ありがとうございます。震災で、町のいわゆる選択肢としては、優先するものが違うんじゃないかとおっしゃる方もいると思いますが、やはり、先ほど課長がお話ししたとおり、田束観光も非常にこの町の重要な観光資源でございますので、そういった中で、つつじまつりもあると思いますので、それまでにつくればいいんですが、舗装等の遅れはしようがないとしても、そういった形の中で進めていただけるのであればよろしいと思います。

それから、町の施設はいろいろありますが、松原公園なんかもありますね。そういった中で、今回津波で、いわゆる大雄寺の杉並木が軒並み枯れてしまいました。転んだのもあるわけですね。そういった形で本当に山道が寂しくなりまして、また、松原公園の松もなくなったということで、ほかの市では一本松が話題にされておりますが、やはり南三陸町で今回、防潮堤が高く、海の町ではなく、よく「壁の町だ」って言う人もいますが、そういったことで、やはり自然との共生といいますか環境保全の意味からも、いわゆる松原公園を復活といいますか、そういったことが公園の機能として必要ではないかと思いますが、いわゆる多重防御といった考えもあるわけでございますが、そういったことの考えは町としてはどうか、その辺。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 松原公園の復活ということではなくて、ご案内のとおり土地利用計画の中におきまして、八幡川から西側につきましては、そういった公園というふうな造林をいたしてございます。そういった形の中で自然環境を保持しながら、そして町民の皆さんも、あるいは町外からおいでの方の皆さんも、そこでいやしていただける、あるいはいろんな活動をしていただける、そういうふうな場所はつくってきたいというふうに考えておりますが、基本的に松原の近辺ですか、防潮堤の問題等々ございますので、そこではなくて違う地域において、場所において再生をしていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） ありがとうございます。いろいろとご質問いたしました、その間に小さいといいますか、志津川と、それから伊里前にもいろいろ名所旧跡があるわけです。モア

イ等を初め荒島パークですか、サンオーレ袖浜もきのう同僚議員がお話ししましたけれども、こういったことと、それからおさかな通りの復活とか、もしかすると上山神社とか、神社仏閣もかなり被害を受けているところもあります。それから、戸倉の方に行けば戸倉神社から、いわゆる天女塚ですか、水戸辺の方も随分やられてますから、そういったことも今後復活が、もちろんこれは町だけではなく、地元あるいは地域の方々と協働でやる形のもの望ましいと思いますが、こういったことの計画といいますか考えといいますか、そういったことはどうなっていますかね、もしあればお話しいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 無形文化財といいますか、郷土芸能とか何かの関係につきましては、文化庁の方の文化財を活用した観光振興、地域活性化対策というふうな事業がありまして、現在その無形文化財等の衣装とか道具とか、そんな感じのやつは、3年間の事業ですけれども、そういう形で助成する事業がありますので、それでもって手当てしていきたいということで。あと、それぞれいろいろな、神社のいろんな神輿とか、あと踊りとかですね、そういうのがありますけれども、それらについても、県の方でもそういう基金がありまして、町の方で対応し切れない分については県の方の基金を活用してやるというふうなことで、被害状況を含めて連絡とりながら、今、郷土芸能とか、そういう文化施設、そういうのについては対応しているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 荒島パークとサンオーレ袖浜の関係ですけれども、これは、漁港関連施設として宮城県が整備したものでして、今回の震災で宮城県の方は優先的に復旧工事をしなければならないのは漁港の方だということで、漁港の方は国の補助事業でもって復旧工事を早急に進めるんだそうですが、今申し上げましたその荒島パークとサンオーレそではまに関しましては、漁港関連ですけれども、すぐに生産活動に結びつく施設ではないということで、今回の査定からは外れてるんだそうです。ただし、宮城県の方は、まず漁港の方を優先的に復旧しますけれども、その後、何らかの方策を講じながら、それから今後どのような地元との協議をしながら、どのような形での復旧が望ましいのか、時間をかけながら復旧工事をしたいという、そういうことでしたので、しばらくの時間と猶予が欲しいという、そういうようなことでございました。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） すべてを一度にということはもちろんかなわないと思いますが、そう

いったことで見学とかあるいは検討しているということでございましたら、了承したいと思います。

それで、今まではハード面と申しますか、そういったことをお話ししましたが、やはりソフト面でも、今まで例えばインストラクター、コーディネーター初め、いろいろ町として有資格者を養成してきました。そういった中のガイドさんも含め、その方々のやはり働く場と申しますか、あるいは活動する機会ですか、そういったことも、今現在はもちろん語り部さんが、その震災の体験をもとにした語り部が活動していますが、やはりこれらも今後さらに立ち直っていただいて、ほかの地域から来るお客さんに対していろいろガイドすべきものだと思いますが、その辺の体制はどうなっていますか、その辺について。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 語り部ガイドさんは現在13名おられまして、このガイドさんは、もちろん語り部なものですから、私のようにただ単に棒読みするような、そういうしゃべり方ではなかなか訴える力もないということで、だれしもかれしもできるかという、なかなかこれは訓練を積まないといけないだろうと思うんです。なものですから、具体的には観光協会の方でお世話しながら、必要なツアーだとか、あるいは要請があれば、そこに派遣というかお願いしておるんですけども、なかなかこれを13人からさらにもっと急激に増やすという、いわゆる乱造することには、ちょっとどうなのかなということがありますので、今は当面この13名の方々でもって、それで対応できる部分をやっていこうと。ただ、これ以上養成していかないというわけではないんですけども、現在のところ、需要があるからといって13名から急に20名に増やすとかという、そういうようなことはすぐには現実的ではないのかなということで、少しその辺のところは考えながら、少しずつ育てていって対応したいと、こう考えおります。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 今、課長さんお話しいただきましたけれども、数を増やすというわけではなく、やはりその体制と申しますか、いわゆる窓口に出て、そういうご依頼のあるお客さんに、今あるスタッフの中でそれに対応するといった形の中で、やはり今後……。せっかく観光の町、観光立町と申しますか、南三陸町がこれまで売ってきたわけです。そういった中で、町の復興とあわせて、観光振興が有望ではないか、あるいは必要ではないかと私は思いますので、いわゆるソフト面の方も今後力を入れていただけたらと思います。

それから、最後になりましたけれども、本町では今回大きな被害に遭いまして、震災公園

なるものを計画しているようですが、そういったことの内容というのがまだはっきり示されておられません。モニュメントはどうするのか、あるいは震災公園のテーマをどういうふうな形に持っていくのか。我々も阪神淡路の方にいろいろ行ってきまして、そういったことを見てまいりました。また、奥尻の方でも視察をしてまいりました。そういった形の中で、本町はどのようなものを目指して震災公園をつくるのか、鎮魂の森ということでの機能はどうするのか、その辺。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 具体的にどういうふうな公園にしていくかということについては、今後いろんな関係の皆さん方のご意見をいただきながら整備をしていきたいというふうに考えておりますが、基本的には今お話しありましたように震災公園ということでございますので、この東日本大震災、これを後世に伝えるという意味が大変大きいだろうというふうに思います。そういう趣旨のもとでの震災公園の整備ということになろうかと思えます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） まだ内容が定まっていないということで、これからということが多いようですが、それは後日またお話しする機会があればお話しさせていただきたいと思えます。

最後と言いましたが、もう一つありました。道の駅ということで、今回、三陸自動車道も津波後、緊急に工事が進められております。命の道としての位置づけということで、特にこの南三陸町にとっては、今後の産業発展あるいは地域の活性化のために三陸自動車道の使命というものは非常に重要だと思います。それと同時に、我々としてはやっぱり観光の面からも、これを使って他県・他町から来るお客さんがあると思えますので、その辺どうでしょうか、道の駅構想というと、ちょっとまた別な問題になってきますが、観光の面から、やはりこの地元の食材とかそういったものの活用、あるいはそういったものを販売展示、そしてさらには町の顔としての機能もあると思えますが、その辺、お考えがありましたらお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 道の駅につきましては、かねてから検討をするということできた経緯がございます。したがって、今回のこの大震災を受けまして、お土産を売る場所がことごとく壊滅してしまったということもございます、それからそういった従来お土産さんをやっていた方が、どれぐらいの件数が再開するのかということが全く不透明な状況でございますので、当町のこれからの観光という面を考えれば、当然道の駅という、そういった施設整備

も今後必要になってくるだろうというふうには認識をいたしてございます。いずれ、場所等を含めて、これからの復興の中で位置づけながら考えていきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） いろいろご質問いたしましてご答弁いただきました。大変ありがとうございます。まだまだ細かい点はありますが、貴重な時間ということで、この辺で、また次回お話しする機会がありましたらお話しさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（後藤清喜君） 以上で、山内昇一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時25分といたします。

午前11時06分 休憩

---

午前11時25分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番議員が着席しております。

通告9番、千葉伸孝君。質問件名、被災自治体に見合った財源支出を。以上1件について、一問一答方式による千葉伸孝君の登壇、発言を許します。1番千葉伸孝君。

〔1番 千葉伸孝君 登壇〕

○1番（千葉伸孝君） おはようございます。

1番は、議長の許可を得ましたので、一問一答方式により、町長に質問いたします。質問事項は、被災自治体に見合った財源支出をということです。質問は3問です。

1番目は、南三陸町の印刷業務の2割であっても、町長の立場と業務発注最高責任者としての兼業禁止の法に抵触はしていないのか、答弁をお願いします。

2問目です。町職員の地方公務員としての被災地での町内事業所への業務発注の公平・公正の意識に問題はないのか。町民の公僕としての意味の再確認と、公務員道德教育の意識の向上を図る考えは。

3問目。行政の物品費、業務費発注の経費を節約し削減し、被災者支援経費捻出や雇用の場の創出の財源として生活支援や環境整備などの支出に回すべきと思うが、町長の考えは。

この3問です。よろしくをお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、通告9番、千葉伸孝議員のご質問、被災自治体に見合った財源支出をというご質問にお答えをさせていただきます。

まず、ご質問の1点目についてですが、いわゆる兼業禁止につきましては、地方自治法第142条に、長の請負等の禁止として規定がされてございます。この地方自治法第142条は「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の取締役等であることができない」と定めておりまして、この規定に関し争われました昭和62年10月20日の最高裁第3小法廷判決については、当該普通地方公共団体に対する請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超える場合は、そのこと自体において当該法人は主として同一の行為をする法人に当たると言うべきものとされております。また、請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超えない場合であっても、当該請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が長の職務執行の公正・適正を損なうおそれが累計的に高いと認められる程度に至っているような事情があるときは、当該法人は主として同一の行為をする法人に当たると言うものとされております。すなわち、地方自治法第142条の趣旨は、請負の主体が法人の場合は、当該普通地方公共団体に対する請負を主とする場合のみ兼業を禁止することとしているものであります。以上からすれば、いわゆる兼業禁止を規定する地方自治法第142条の規定に触れることはないというふうに考えております。

次に、ご質問の2点目についてお答えをさせていただきますが、議員もご承知のとおり、地方公共団体が工事や業務を発注する場合には、地方自治法、同法施行令及び関連法令や町規則などの規定が適用されます。これらの法令は、契約事務の公平・公正な運用を図るためのものであり、本町におきましても契約事務の適正執行に努めておりますし、意識面、倫理観といった点につきましても問題はないと認識をいたしております。もとより地方公務員である町職員は、憲法第15条及び地方公務員法第30条において、全体の奉仕者であること、公共の利益のために勤務することとされておりました、すべての職員はこの精神にのっとり勤務しているところであります。また、南三陸町職員倫理規程によりまして、職務上利害関係が発生する事業者とのかかわり方について、そのルールを定めているところであります。

今後とも町民から誤解を受けることのないよう、地方自治法など法令の規定に基づく適正な契約事務の運用、及び職員の職務にかかわる服務規律の確保について注意喚起をしていくことといたしております。

次に、ご質問の3点目についてお答えをさせていただきます。被災自治体に見合った財源支出をとる質問の趣旨は、歳出の削減に積極的に取り組み、組み替え可能な財源を確保すべきとのご指摘と思われませんが、財政の健全化への取り組みが法律の整備により恒常的となっておりますことから、被災自治体においても当然にその取り組みが求められていることにな

ります。後ほどご提案いたします平成24年度一般会計予算において、復興施策、被災者支援及び雇用創出事業に要する費用などについて、これまでにない規模の予算措置を行っているところでありますが、財政の健全化と地域振興の観点とのバランスを図りながら、引き続き最小の経費で最大の効果が得られるよう、一層の努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 3問に分けて質問することとっていました。そういった観点から、今3問すべてに町長がお答えをくれました。そういった中で、なかなか答えの部分とこっちのまた質問という部分で合わない部分がありますが、その辺はご了解してほしいと思います。

まず、1問目の兼業ということについてですが、気仙沼・本吉地区の新聞に、社説としてこういったことが載っていました。「倫理観に欠ける随意契約」、南三陸町・佐藤 仁町長の印刷業務体系に対して、そういった社説がありました。その中で、今現在行われている随意契約の中身というのは、やっぱり継続性と反復性、そして習慣的に町がS社に仕事を発注していたと。その中で総務課長が、2割なんでそれは法に触れないと、半分以上じゃないと法に触れないと。そして、行政の方からも町にこうむった被害はないと。そういった形の説明を前に聞きました。同僚議員の方からも2割だったら法に触れないからいいんじゃないかと。やっぱりその辺というのは倫理観に欠ける考え方かなと、その辺は私はおかしいと思います。そういった観点を踏まえていろいろ質問したいことがありますので、質問させていただきます。

先般、行政の方から印刷業務に関しての説明、金額、すべて示されました。その中をとりあえず私も見ました。そうしたら、22年度に関しては、やっぱりこの部分が一番大切だと思うんですけども、随契の部分が大体もう9割ぐらいあります。行政の方では、「これで正当だ」と言ってきて、胸を張ってこういった資料をよこしました。私はこの仕事の多さにびっくりしています。そういった中からちょっと質問させていただきます。

私の町の印刷業務選定の多くに疑問を思い、その入札審査委員会の公平性を欠く人員の配置での多くの手法、手段の積み重ねをして、仕事をS社に行政が発注を続ける、こうした町長の数々の疑問に対して質問いたします。

印刷業務ならず、町の予算からの町長の印刷会社への資金の迂回が私はあると思います。それは、私が議員になる前に、観光協会のホームページの作成に当たっての業務、それとあと情報収集、あと雇用の促進ということで150万円ですかね、その予算がありました。その初めの町の予算での観光協会のホームページの充実と雇用の促進の事業があった折、入札価格の150万円の活用に5人の入札の審査がありました。審査員が町長の関係の5人であったと私

は思っています。商工会役員、商工会職員、観光協会事務長、観光協会振興課の職員が当たっていました。この人員も私はできレースだったと思っています。そのプレゼンテーションの結果は、町長の会社に決定となりました。果たしてこの予算の活用と措置は、6カ月後の雇用から継続雇用をうたった人の雇用は間違いがなかったものの、あるホテルの退職した雇用した形をとったものの、その町の指定業務からほど遠い雇用と聞きました。6カ月間もたち、その跡形もあいまいなものその後でうわさを聞きました。

その審査結果に疑問を持ち、当時の係長から聞くと、450点、数点の違いで誤差はないとの説明に、審査員の人選の不平等に、この入札に納得がいかず指摘したところ、このプロポーザルの審査に職員も誤りを感じたのか、「余り表面には出さないでください」と数万の仕事を依頼され、見積もりを出し仕事をいただきました。この行為の内容に疑わずにはられませんでした。

広報のスペース活用もありました。今話していることは、21年・22年度の行政で行った業務発注の内容です。広報スペースの活用で、業者に町のページを売買事業がありました。ホームページの入札と広報での入札が告知されました。この業務でも1社、町長の会社が落札、価格は60万から70万円があり、印刷業務とは別と、当時の企画課長は業務入札に何の問題もない、入札規約にのっとって正当を主張しました。入札規約にのってればそれでいいんでしょうか。こういった形で、果たしてこういった業務の発注とか入札に関して町民は納得するのでしょうか。そして、次の年に私もこの入札に参加しました。そうしたら10万か15万ぐらい入札価格が下がったことを今でも思っています。この不審、どうでしょうか。この広報スペースの活用業者は、南三陸新聞、シルバー人材、町の助成・管理委託を受けた会社・組合、もちろん観光協会などもすべて町長が影響力があります。この辺、町長、どうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私が発注の件について答弁するのは、私の立場からは差し控えさせていただきます。

基本的に、私、20年ちょっと前になりますが、旧志津川の町会議員になった際に、最初の新人議員研修というのがございまして、当時の事務局長から、請負、役場と取引をしている業者ということで、私と、あと数名の方が研修を受けました。その際に、兼業禁止ということで、議員でも当然兼業禁止にかかってくるということでございましたので、基本的にはその半数を超えるということになった場合には、これは議員として辞めざるを得ないというふうな説明等々を受けました。これは議員のみならず首長としても同じような状況でございま

すので、常に私はそういった半分以上を超えるということについてはずっと意識をしておりましたし、そういうふうな数字にもずっと至らないということで経緯しておりました。

そういった意味におきまして、今回ご指摘を受けたわけでございますが、基本的には私は兼業禁止という部分については当てはまっていないと、そういうふうに認識をいたしてございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 私もなんですが、議員研修で確かに受けました。そのときに、兼業禁止は、ちょっとしたことでも、半分云々ということじゃなくて抵触すると、その辺は気をつけてくださいと、議員研修の中で受けました。町長も今、議会の方から受けたと言いましたが、その辺、今まで続いていて、昨年10月ですかね、代表職を辞めました。それというのは、何か今回いろんなメディアで取り上げられたからなのか、その辺もお聞かせください。

あと、審査委員の委員長、副町長なんですが、ある町民の印刷物に対し、副町長のある言葉がありました。千葉印刷にはこの技術ないからS社に発注したと聞きました。S社とて、その中身の本製本、発行製本、これは外注、特殊製本であります。町内の業者への差別がそこにあります。そして、入札審査委員会の委員長の立場はもとより、平等・公平に欠ける、一部の業者を特別視する副町長の資格、二つに値しないと思います。この辺いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的な考え方は、先ほど申しましたように兼業禁止には当たっていないという考え方には変わりはありません。ただ、なぜ辞めたのかということにつきましては、ご案内のとおり新聞等々でいろんなご指摘をいただきまして、決して私の本意とするところではないというふうな思いがございます。したがって、「李下に冠を正さず」という意味で取締役を含め辞退をすると、そういうことでございます。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 後段のご指摘でございますけれども、ちょっと具体的にわかりませんが、従前から印刷業務については、基本的に町内で対応できるものについては審査委員会の中で随意契約、見積もりを提出いただく範囲、業者の皆さんを審査委員会が決定するわけでございまして、その結果については審査委員会がかかわるものでございませぬので、そこはひとつ。「いろいろお話を聞きました」というご発言の中でお話をされているようでございますけれども、そこをぜひ、どなたからどういう形でお話を伺ってのご発言かわかりませぬけれども、そこはしっかりしていきたい。

それから、印刷関係になりますと、必ずしも自社完結がすべて、自社完結できるものでなければいけないという、審査委員会の中ではそういう考え方を持っています。特に少し内容によっては高度な、あるいは規格とかいろいろなものも含めて、今ですと多分各社も機械機具等もかなり吟味されているんだろうというふうに思いますけれども、以前ですとなかなか、こちらがお願いしたいと思っているものがすべて自社完結できるというものではないだろうということは十分承知しております、そこでいわゆる規格とかそういうものがかわりが持てるのであれば、そこを一つの受注機会という形で考えていこうということでやってございますので、印刷等については、基本的にはそういう考え方でございます。

繰り返しますけれども、審査委員会については、この業務をどういう形で、入札にするのか、それから見積もり合わせにするのかということ、これも規定によりまして、印刷業務については何十万以上、工事請負契約には何十万以上ということで各課から審査委員会の方に上がってまいります。現課の職員からその具体的な説明を受けて、それで、じゃあ見積書の提出依頼先はこの数社にしましょうということの決定をしている部分でございまして、その後の部分については審査委員会がかかわる話ではございませんので、そこはお間違えないようにひとつお願いをしたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 1 番千葉伸孝君。

○1 番（千葉伸孝君） 審査委員会がかかわらないと。いや、そんなことはないと思います。業者選定も副町長が間違いなくしています。南三陸町の南三陸新聞、当時あったころの封筒印刷、これは、印刷業者は地元には4軒しかありませんでした。そういった数少ない印刷業者に1社増えたことの打診もなかった。これはやっぱりおかしいことだと私は思います。そういった中で、私たちが知らないうちに行政でもってそこに発注していたと。南三陸新聞に関しては、後々また質問しますが、町長の会社で新聞を印刷していたと、そういった関係があります。そういったことで、今、行政の方に、町長の方に質問しています。

あと、副町長が、そういったことは、どこで、こういった形でそういった言葉を聞いたかという話ですが、その辺は私は言います。同級生の記念誌作成がありました。その中には、佐藤印刷さんがいい、千葉がいい、高野がいいと、そういった人たちがいるから、やっぱり悲喜こもごもの話があると思います。そういった中で、その同級会の幹事をしてきた遠藤副町長なんですけれども、やっぱりそういった形でもって、私たちはこうしたんだけどこっちに決めました、そういった明快な説明がなかったの、そういった話でもってその同級生の方から聞きました。そういったことです。

次に行きます。この町の不公平感は、町長が議員となり、先ほど20年と言いましたが、その一部の町の業務の不平等は、同業務の仕事を……、20年と言いましたけれども、私はそんなに長くやっぱり独占したいとは思わないです、随契でも。今、こうやって資料が来てますけれども。やっぱりここ15年ぐらいがその随契でもって8割、9割が町長のところに行っているような状況だと私は思っています。継続し、この形の発注に当たり、職員も当たり前のように、課長以下職員が慣例化、当たり前のように独占を許してきた。ここに私は審査委員会の責任、この辺にもあると思います。業者選定とか中身とか、今副町長がいろいろ言いましたけれども、仕事は完結でなくてもいいと言っていました。私もそうだと思います。

ただ、その中には丸投げというようなものも私は多々あると思います。丸投げに関しては、この間、東京の猪瀬副知事が、東電の仕事発注、随意契約が大部分だったということ調べた中で公表していました。随意の会社がまた丸投げをしていたそうです。東京都の猪瀬副知事によってこれが発覚いたしました。東電の電気料は国に報告の義務はありますが、電気料を決めるのは東電だと聞きます。その上乘せした負担は電力を使っている都民や国民が払っています。随意契約はむだにつながると、このように言っていました。だから、随意契約というのは許されるべきかといったらば、やっぱり違うと思います。その辺は審査委員会の中で議論して、そして前の課長さんたちでやったんでしょうけど、今は一新してるんで、その考え方が違うと思います。そういった中で随意契約の悪の部分、東電の関係で猪瀬副知事がこんなふう言っています。

あと、そういった業務の中で、町長がいて、総務課長がいて、副町長があつて、そしてあと各課の課長さんたちが結局いるわけです、審査委員会の中には。そういった方に、町長とか副町長の、各課長さんたちの影響力はなかったのかと。やっぱりその辺って強く自分の上司に対してはどうしても影響力が私はあると思います。そういった中で、今回の随契に関しても、町長の影響力、この辺はなかったんでしょうか。審査委員会の委員長、お願いします。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） まずもって、ちょっとお話の中で、その記念誌云々という話でございますけれども、お話の指摘の分は、私どもの還暦の祝いの同級会の記念アルバムをつくったときのお話でございます、公務とは一切関係ございません。当然同級会の幹事の皆さんが集まって、どういった形で、最終的にどういような、記念誌をつくるのかアルバムをつくるのか、いろんな話の中で決まった話でございますので、そこは公務とは全く関係ございませんので、明快にお話をさせていただきたいと思っております。

それから、その随意契約の関係でございますけれども、具体的に規定に合わせて随意契約、特命随契とかというものでございませんで、随意契約であっても一定の手続は必要でございますので、詳細については総務課長の方からお話がございますけれども、影響力がなかったのかというご質問でございますけれども、当然審査委員会に町長は関知する立場でございますし、私が一応組織的には委員長ということでございますけれども、委員がそれぞれいる中で合意をつくった中での決定という形で、すべての事案についてかかわっておりますので、そこでだれかが影響力を持つと、常に真摯に検討して、一つ一つの事案について審査委員会としての結論を出しているということでございます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 印刷物の発注の基本的な考えをちょっと最初にお話しさせていただきますが、印刷物の発注につきましては、50万以上は基本的に入札でございます。ただし、入札に参加する場合は、あらかじめ入札参加申請というのが必要でございます。そして登録をします。当町の場合、震災前で2社ございました。印刷業務をやる参加申請していた業者は町内で2社でございます。普通、入札する場合には5社以上必要でございますので、印刷物を入札にするという場合には、町内の2社と町外の3社を入れなければならないということで、これまで50万以上の場合でも町内の業者の見積もり徴集による、そういった随意契約ということでさせていただきました。基本的には50万以上は入札でございます。

それから、50万以下30万以上でございますが、これは財務規則に決まっております、2社以上から見積もりを徴集して、そして契約すると、これが財務規則に定められてございます。

それから、30万以下、これにつきましては各課長等が、見積もり徴集の場合もありますでしょうし、1社でもいいという場合には、そういった課長の判断で1社から見積もりをとって契約する場合もございます。

したがって、印刷物の発注の方法は3段階ございますが、そういった方法でこれまでもやってきてございますので、基本的な町の発注のルールはそういったことでやらせていただいております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今、副町長から説明を受けました。ただ、人間としての、役場職員としての、特別職なんで、そういった形での住民サービスという面を考えた場合に、そういった行動は果たしていいんでしょうか。やっぱり全町民を考えた行動をとってほしいと思います。

あと、今、総務課長が話していましたが、結局50万以上の入札に関しては参加資格を得なきゃいけないと。そして今、その当時2社ありましたと言いました。2社はどこでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 22年度に町内で指名願いを出した業者は2社でございます。（「どこでしょうか」の声あり）佐藤印刷と南三陸新聞です。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 驚きました。南三陸新聞、出していたそうです。何でかというのは、南三陸新聞は町長さんのところに印刷物を発注しています。結局そういった中でもって、ほかに2社あるのに2社わかりません。そういった入札資格欲しいとか申請が必要だとか。その辺わからない中で、今2社と言いました。まだ南三陸新聞さん、規格云々という話なんですけれども、規格云々はいいんですけれども、基本的に機械を持っていろんなことをやれる、そういった会社が1社です。今、2社と言いました。1社です、基本的には。だからその辺の町の裏での工作、そういったことが裏側でやられている。いや、いいです、そういった形だと私は思います、今の体制が。何で、住民サービスを考えた場合に、地元の業者に50万の仕事に関しては入札の申請が必要だと、そういった打診を聞いたことありません。あと企画で出した広報のページ作成、それに関してもホームページ、前にも質問したんですけれども、ホームページと広報、広報を見ないのは私が悪いんですけれども、広報でもって、ホームページでもって、その告知をしていると。その辺というのは私はなかなか納得できません。だから、その辺が、さも正当化のように町職員が言っています。この随契でのやっぱり大きな同業者に被害が及んでいます。この随契によって、同業者はどんどん弱体化しました。既存の会社は収入減となりました。人員を削減させ、機械設備の投資がままならず、仕事の受注も自社印刷から他社へと、売り上げの減少へとつながり、今回の大震災から再建もままならない状況が1社あります。そういった中で影響力がないなんてどこに言えるんでしょうか。この随契の差が会社の弱体化になっていっています。そして、この弱体化が進んで1社になったら、佐藤印刷さんだけだったら、佐藤印刷さんにみんな頼むんですかという話なんですよ、1社しかないから、町の業務が。そうしたら、町の印刷屋に等しいんじゃないですか、そんな形になったら。そういった、うちの会社がなくなった場合の、たればはだめなんでしょうけれども、結局1社しかなくなった場合の行政の対応というのはどういった形になるんでしょうか、教えてください。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） その前段の入札参加申請がわからなかったからできないと、こういう質問でございますか。入札参加資格の募集と申しますか、そういったPRにつきましては、広報紙でも流してございますしホームページでも流してございます。これは印刷だけでなく、物品の購入あるいは工事請負、もろもろあるわけでございますけれども、そういった町の業務について受注をしたいという方については、あらかじめ入札参加申請を出していただくと、これが基本でございます。その知らせはホームページあるいは町の広報で事前にお知らせをしておりますので、個々に、おたくでも参加してください、おたくでも参加してくださいと、こういう呼びかけはしておりません。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 何で住民サービスとしてそれができないんですか。何でホームページと広報なんですか。やっぱり行政がそこまでサービスしたって何の不思議もないでしょう。だから今「町の格差が起きている」と言っても、「その格差はない」と町長が言い、町でも「そういった差はない」と言っています。だからそれって絶対おかしいと思うんですよ、何でできないんですか。県だって商工会だって、同業者に関しては組合やって、組合こうですよと、県の方で今こういった動きがありますよと、だから千葉さんはどうですかと、商工会もこういった事業がありますよと、そしていろんな封書でもってこういった事業がありますから申請を出してくださいと、そんなことをそういった組合・団体はしてるんですよ。何でそれが行政ができないんですか。ホームページで公開してるって、多くの事業所がホームページで毎日それを見ているということは私はないと思います。そういった経緯の中で、ホームページで公開している、広報で公開しているからいいと、それで業者関係の住民サービスはいいか、これで行政はいいという判断、私はおかしいと思います。もう一回お願いします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） そういう事業を行う、あるいは行いたいという方については、これは私は常識だと思うんですよ、そういう会社の。公共の工事を受注するには、指名参加願いを出して、登録をしなければ工事発注は、いわゆる参加資格はないと。私が言っているのはおかしいですか。これが住民サービスの低下ですかね。他の建設業者さん、あるいは物品を納めている会社、すべて出していますよ。それで、先ほど言いましたように、当町では2社しか参加願いが出てないんで、入札を町内だけではできないということで、見積もり徴集による随意契約で、入札にかわるそういった物品の受注の配慮をしているということでございますので、ぜひ今後入札参加資格を出していただいて、そういったことでもよろしくお願

たいと思います。

○議長（後藤清喜君）　ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分　休憩

---

午後1時10分　開議

○議長（後藤清喜君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君）　1番です。午前中の質問の答弁の中から、町長は兼業には抵触していないと、あと行政の方も兼業には抵触していないと。もう一回確認したいのですが、兼業禁止の重大点は、継続性、反復性、慣例的に業務が発注されている、こういったことにあります。過去の判例の中に、半分を超えなくとも行政の平等性を損なうおそれが高いとみなされたときは兼業に該当するとなっています。この辺、もう一度町長、お願いします。

あと、兼業禁止に関しての管轄は選挙管理委員会だと聞きました。選挙管理委員会も公平性は欠いていない、こういった判断でしょうか。

○議長（後藤清喜君）　総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君）　改めて兼業禁止の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたように、請負高の50%を当該業者が公共団体より受注すれば兼業禁止に当たるといふふうでございます。それと、50%以下でもそういう抵触するという判例がございますが、現在の最高裁の判例では、25%程度の請負については端的にこれは否定してございます。25%程度は端的に否定してございます。それから、先ほど言いました50%以下ということにつきましても、45%の請負量については、いわゆる兼業禁止に認められることもありますから注意をしてくださいと、こういったことございまして、最初に町長が申し上げましたように、20%程度ということでございますので、これは現在の最高裁では端的に否定してございますので、そういう意味で、冒頭にお話ししたように兼業禁止には当たらないということで回答をさせていただきました。

それから、選挙管理委員会との関係でございますけれども、そういう候補者に、あるいは当選人に、議員も同じですけれども、そういった請負量の50%を超えているというような場合には当然その職を辞すと、そしてそういう町との関係がなくなったということで選挙管理委員会に届けを出すということで当選証書を交付するわけでございまして、これは議会議員に

も同じように言えることをごさいます。ですから町長の場合には、当然その時点で50%を超えておりませんし、兼業禁止に当たっておりませんので、選挙管理委員会の方にはそういった届け出は出ておりません。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 何回も総務課長は同じような話を言っていますので、端的にお願いします。今、25%という金額が提示されましたが、兼業に当たっての今一番言いたいところは、1社に継続的に、例えば10年以上これは続けられていると思います。あと反復性、それもそのとおりだと思います。あと慣例的、これもそのとおりだと思います。これをとってみれば兼業に値すると私は思っています。

あと、南三陸町における一般印刷物、この中身、行政の方から示されましたので、この中身をちょっと説明したいと思います。22年度、S社990万円、69%、T社252万円、18%、C社198万円、13%。これは総額で1,440万円です。そして被災後、23年度です。S社約354万円、T社6%、C社137万円、これが26%に当たります。総額で522万円。結局こういった経緯の中で動いています。うちの会社をC社と今言っていますが、うちの会社をとってみれば、この被災地での事業所が多く流されて仕事があるかといったら、ないです。現実的にこのうちの会社の26%、これというのは逆に30%ぐらい行っているかもしれません。ただ、状況的には平時と違うので、この辺値するかは、私は司法書士の方に聞きました。「平取締役ですので、大丈夫じゃないですか」という説明を受けました。こういった中に今の南三陸町における被災前と被災後の実態があります。

これを含めて、今、総務課長が言われた25%、その辺の数字について、もう少し業務内容についてお話ししたと思います。南三陸町は観光協会を法人化して町の業務から外に出したという経緯があります。多くの設立への町の資金を投じています。その中で、入谷の松笠屋敷のまゆ物語、この冊子印刷がありました。これが大体100万円の印刷費だったように覚えています。100万をかけるぐらいかなと思っています。あと、観光協会、これも大体5回の観光だよりですかね、それを出して、大体1回当たり10万円、そして4回までは随意契約でした。そして5回目から見積もり入札がありました。大体8万から10万。こういったものがあります。そして、今はなきまちなか交流館の資料の中にも見積もり入札なしのものが、観光協会を外部に出すことにより、町の会計から出費のカモフラージュに、法人は別のもくろみを私は感じました。町から助成補助を受けた団体が大多数で、管理委託制度の会社など、こうした関係機関があります。こういったところへの助成とか補助を出している中での仕事の発注

というものもあります。こういったのは町の予算を使って出していますので、これを含めると、さっき言った25%、これぐらいには私はなるのではないかなと、そのように推測します。

あと、先ほどから話している南三陸新聞のことですが、南三陸新聞は、町長が町長室によっていろんな授賞行事とか激励とか訪問とかあったときに、南三陸新聞のトップに載っていました。そして南三陸町の行政においても、そういった報道を得ようと、行政の機関に何十カ所ぐらいか多分その新聞を配布してもらっていたと思います。大体1年間1万という契約でした。そして、30カ所あったとして30万円が町の支出として動いています。こういった経緯もあります。そういった中で、今回の3.11の大津波がありました。防災センターでは、行政職員と警察官、メディアの各1人が亡くなったと聞いています。この中の一人が南三陸新聞の記者ということを知りました。この大震災での防災対策本部立ち上げ現場への町の緊急時の南三陸新聞の記者をこの本部に入れたとしたら、この津波が6メートル、震度6強、震度4が3分間も続くという異常な当時の現実で、こうした対応は今回の震災の危機感のなさを露呈しています。この防災センターに対策本部の基本が、幹部職員の招集があります。この非常事態における職員の人命救護の考えが全く頭になかった。ここにも自分さえよければ、自分が中心で事が起こるといふ、自分本位なこれまでの考えが多くの職員の死亡につながった要因ともなっていると今、冷静に考えると思うのですが、この辺どうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 前段のその観光協会の印刷物を含めると云々でございますが、兼業禁止はあくまでも地方公共団体とそういう当該法人との請負でございますので、観光協会は全くの別法人でございますから、それを含めること自体、この兼業禁止に関しては該当しません。そういうことになりますので、ご理解いただきたいと思います。（「地域防災センターの南三陸新聞の記者の方、お願いします」の声あり）

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 取材を拒む何物もございません。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 拒む原因は何もないと、こういった危機感の中で、1業者、ここにも2社の新聞社が来ています。やっぱり新聞社の方は、基本的には今何をすべきかといったら、南三陸町で起こっていることの取材が主体であって、町長の防災センターの危機管理対策室の、それを取材する必要性を持ったときに、南三陸町で今起こっていることの取材に走るべきだと思います。そういった中で拒む理由がないと。これは答えに値するかなと私は思います。

町長は値すると思って答えているから、そうなのでしょう。

あと、病院関係の印刷物があるんですが、これについてもちょっと質問させていただきます。病院発注は、15年、20年前ごろにすべての印刷物が病院から示され、見積もり計算として平等に配分された経緯があります。現在は、連続伝票は本吉の特殊印刷会社に頼んでいると事務長が言っておられました。町長が議員となり、病院議員がまだあったころ、忘年会、新年会にはただ一人現町長が病院の宴会に参加したと病院議会の議員から聞いています。その辺から、当時、地元印刷会社を通さず町長の会社に印刷物が回り、連続伝票も町長の会社が入り、設備がないので丸投げだったような気がします。本吉の印刷会社に外注し、価格を上乗せして納品していたこともありました。多くの印刷物の病院領収書、病院請求書は、その部分の大部分を占めていました。こんなむだな印刷物の発注をしていた事実、この辺から印刷物での公立病院との関係が生まれたのではないかと私は思います。現在は、病院職員が町職員との交流から町職員となり、病院の負債を町が補てんする町の経済状況となっています。こうした公立病院等の町の特別会計、町長の力を大きく受け、職員の意識も町長の会社ありきの今関係となっているように、これも私は思います。私は被災後、3カ月目に何とか再建ということで仕事が始まりました。その旨を病院事務長に、事務室に報告に行きました。しかしながら、病院業務、一般印刷と言われる印刷物の発注は7カ月を過ぎても見積もりの依頼もなく、被災後の仮設病院の59万の印刷物発注に多くの不公平感を思わずにはいられません。この辺の説明をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど防災庁舎に1社というお話でございますが、私の記憶では2社入っております。三陸新報さんの記者も入っております。三陸新報さんの記者さんは避難をしております。もう一社の方は、そのまんまその場所にいた。記者さんがどういう取材をするかということについては、それぞれのご判断だというふうに思いますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） その50何万の契約の関係については、何のやつか、ちょっと今資料を持ち合わせていませんけれども、うちの方につきましては、今年度、最初のころはどうしても様式的なものしか、早く印刷しなきゃいけない、使っているものがあるんでということでの内容があったかと思います。見積書を取りながら業務を行っているという内容でございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 事務長がこの多額の金額の出資内容をわからないと、お金に関して余り無頓着じゃないですかね、支出。確かに何千万を超える機器とか、そういったものもありますが、これに関しては、診療記録等印刷となっています。これ総まとめにしていますけれども、多分一式だと思うんで、20点、30点、これがこの中に入っているような私は気がします。そして、緊急時ということで、とりあえずデータを持っているところというような話がありましたが、すいません、千葉印刷も持っています。そういった形で、何かわからないけど、こういった形で説明して正当性を言っていますが、基本的には地元業者です。今までどおり、従来どおり入札に参加していますので、できればそういった発注をお願いしたいと思います。この辺どうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） ある程度大きい金額になれば、そういうふうな格好での発注はいたしたいというふうに思います。ただ、小さいやつもあるんで、1万単位とか。そういうものについては、ある程度緊急性というか、すぐに欲しいというのもあるんで、そういうものについては、ちょっと今後検討していかなきゃいけないなというふうには思いますけれども、できる限りその見積もり徴集によって発注をかけたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） この辺に関しては、随意契約ということで、うちでも被災前のことを思い返せば6点か7点ぐらい来てました。そういった現実がある中で、原版があるからとか、その辺の説明というのは成り立たないような気がします。7カ月前にもう既に設備しましたと言っていますので、うちの親たち2人ともかかっています、志津川病院に。本当に看護師たち、病院の関係者の方には本当いろいろ助けてもらっています。あんまりこういったことを言いたくないんですが、行政の中の一つの特別会計を行っている志津川病院として、やっぱりそれも同じく住民サービスとして平等に与えてもいいんじゃないかなと。ましてこういった被災後になったときに、その被災した会社を助けるための活動としていいんじゃないかと私は思います。これ、間違っていますかね、何か頭を傾げていますけれども。私はやっぱり町民というのは、そういったふうに平等に扱ってくださいと言っています。きのうあたりも2社ぐらい歩いたのですが、「震災後、仕事がない」と言っていました。そういったところがあるにもかかわらず、いろんな形で個々にはいろんな業者が入ってきています。それって

うのは、やっぱりどこかで何かつながりがあるような感じだと思います。

例を挙げてみれば、石油会社に関しては、行政が回して発注していると。例えば伊藤屋さん、宮城さんというような形で金額を同じで回していると。これは平等感を保っていると思います。あと、ガス関係も、使っている保健センターとか、そういったところもやっていると思います。あと車関係、これもやっているかと思えば、まだそこまでは私は至っていないと思います。いろんな方が再建してやっていますので、これからの分野だと思います。この辺に関しても、被災前は8,000円であった車の脱着、これに関しては被災後は1万6,000円。これには何か説明があると思うんですけども、こういった形になっています。そして今、建設会社は30社ぐらいが団体をつくって今活動をしているので、その辺は間違いなく行政の方から仕事が回っていると思います。こういった中で、他の業種を見たときに、事務機組合ですか、その辺の方がとりあえず、被災して仕事がないので何とか仕事が欲しいということで私の方に来たときに、本人さんたちも総務課に行って総務課長にお願いしたら、「わかりました」ということで、それは何とか行政の方に、この新しくできる仮設庁舎の方に入れるような形とか、あと仮設市場に回れるようになったと聞きます。あと、今回、追悼式典が11日にありますが、これに関しても1,500万円、いろんな部分でお金を使っているんですけども、花を扱う商店が南三陸町内に3軒あります。そういった方たちに何とか、お願いする団体はJA南三陸ということで総務課長から聞きました。被災者救援ということで何とかならないのかと、それを頼みましたが、何ともならなかったみたいです。花の値段が違うということで、これも無理だったようです。あと、仮設の寒さ対策、これもありました。これは建設課の業務なんですけど、豊業者さんがありました。そのときに、南三陸町内には組合がなかったということで、建設課では登米市の豊組合に頼んだそうです。全部で4,000枚か3,000枚、金額にしても3,000万ぐらいの仕事かなとは思いますが、それも何とか、豊業者の方に建設課の方で動いてくれて地元の業者に回りました。これはみんな平等に何とか皆配っています。そんな中で、印刷業務に関しては、こういった平等性を欠いていると思います。どうでしょう、これに関しては

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） いろいろご指摘といたしますがお話をいただきましたけれども、町の基本として、公平に、平等にというのは、先ほど申し上げた、そういった財務規則に準じて発注するというのが私は公平・公正な発注の方法だというふうに思います。そういうことで、それ以外の方法といってもなかなかちょっと思い当たらないんですが、私どもの今の考え方

としては、そういった町の財務規則に従った形での発注方法をこれからも続けていきたいというふうに思いますし、ただ、今ご指摘のそういった業者間で、ちょっと金額はわかりませんが、平等にやるべきでないかということにつきましては、この場でどうのこうの返事できませんけれども、検討はしてみたいと思いますが、ただ、やっぱり我々税金を使っていますので、そこに競争性というものが必ず出てまいりますので、ガソリン等によって値段がもう石油商組合で決まっている部分については、それは構いませんけれども、印刷物等においては、そういった技術なり、あるいは機械等、あるいは会社によって値段が違いますので、やはり安いところに発注というのが、これは私たちの発注の原則でございますから、財務規則に従って行く、それしかないというふうに考えています。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 税務規約にのっとってというような形なんですけど、それってというのは、やっぱり町民意識から外れていないんですかね。公務員としての、自治体としての、それは規約とかそういったものであって、果たしてこれ、町民が納得するのでしょうか。まして、たればはだめかもしれませんが、例えば逆の立場だったらということを私は示したいと思います。

東京都の石原都知事が、東日本の現地3県の瓦れき処理に関して、政府は何も動かないと、ほかの自治体も我関せずみたいな報道があったときに、「あなたの町、あなたの市、あなたの自治体だったらどうだ」というような問いかけをしていました。やっぱりそういった考えが今、この被災地にとっては、復興に向かって今この地ではそういったのが必要だと思います。それが助け合いだと思います。南三陸町が行政の進める形として協働のまちづくり。協働のまちづくりというのは、協力して助け合って、お互いにこの町を生きていく、これが私は協働のまちづくりだと思いますが、協働ということに関して、町長が発信している協働のまちづくり、この意味をもう一回お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 幅広い町民の皆さん方と行政と連携をしながら町をつくる、これが協働のまちづくり。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 幅広いということは、入っていないこともあるということですね。そういった感じにしか今の状況ではとれません。町長が今、やっぱり部下に指摘している、この全部の職員のトップは佐藤 仁町長ですから、やっぱりその影響力が皆にあつてということ

だと思っんです。その協働のまちづくりを広くやっていると。広くやっていないところもあるんじゃないですかね、この現実を言えば。

それでは、2問目の質問に移ります。職員の意識の問題ということで、先ほど町長は、公務員の精神にのっとり職務を遂行していると、服務規律に従っていると、こういった説明がありました。1時間ぐらい前の話なんで、ちょっとお忘れみですが。こういった中で被災後にこんなことがありました。町の課長クラスの職員なんですが、被災後3カ月ごろだったと思います。ボランティアの女性が、ボランティアさんがいっぱい来てて、その中に、若い人からいろんな人が南三陸町の支援に来ましたが、佐沼のイオンで手をつないで買い物をしていたそうです。独身でしたらボランティアさんの恋愛も私はいいいと思います。町民の方から「こんなことがありましたよ。きっと見間違いと思いますが」と。その方は奥さんも子どももあるそうです。被災もしていません。こういった職員の関係とか行動、町としてはどういうふうに判断しますか、あったとしたらです。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 職員の私生活に当たる部分は、議場で発言してよろしいんですか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長、特定の人を指すんでないから、大まかなことで教えてください。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 私は詳しく承知してございませんので、返答のしようがございません。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 返答のしようがないと。こういった姿を町民が見たら、こういった職員の姿をボランティアに一生懸命来ている人が見たら、この職員をどう思いますかね。私はそこだと思っんです。南三陸町の職員は、規律も正しく、やっぱりそういった面でどこの職員にも負けないうらい立派だと、この復興に向かって頑張っていると、そんな姿がありきだと思っんです。総務課長の今の話ですと、ないといううような判断だと思っんです。しかしながら、町民はそうはとっていません。

あと、南三陸町職員の人たちの職場内のことを話せば、いろんなことがちまたでささやかれています。ちまたというと、何かあんまり、行政的にはちまたの話じゃないかといううような形で受けとるかもしれませんが、ちまたの話って一番怖い話です。そういったちまたの話をします。常々いろいろな話が、私たち、同僚議員も含めて、職員がこうだったよ、ああだったよということをお聞きします。そして、震災後に、私はこの兼業に関するということで、町

職員と、活動と多くの復興に対しての話を聞きました。総務課長が話したとおり名前は出しません。ある職員と話をしました。「町にとってマイナスな業務はあってはいけない。その業者の力量や技術、能力に応じた仕事を発注するのが望ましい」。本当そのとおりだと思います。もう今の職員の人たちはやっぱりしっかりしています。一部の課においては、見積もり価格合わせ、発注は、町内業者に平等に実行されていると思います。それがすべてかという、私は違うと思います。それは、やっぱりトップの方向性と意識、副町長も含め、やっぱり南三陸町行政の1番、2番、そして総務課長が3番、私はこのようにとらえています。そういった人たちの町民そして職員の教育、その辺が私は必要だと思います。

そういった中で、この間イタリアの豪華客船の船長の責任が問われています。真の職務を失った結果がこんな大事故を引き起こしました。自分を見失い、船員の危機感のなさや無責任さが今回の事故にあります。だれかが船長に「これは危険です。この指示は受けられません」と言う必要性を私は思います。公人として、公務員としての志を持ち職務に当たることが、今後求められます。だれのための公僕なのかをしっかりと認識する、そういう被災地の状況の中にあります。町長が間違っただけをしたら副町長が指摘して、これを見逃したら次の職員がおかしいと話す。こういった形が成り立って初めて町の秩序と方向性にミスを見つけられます。職員、課長として、おかしいことはおかしいと言える環境が今私たちの行政にはあるのでしょうか、その辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） ちょっと漠然としてなかなか答えようがないんですが、私ども職員は、震災後1年になりますけれども、本当に不眠不休で業務の回復あるいは自ら被災を受けながらも町民の福祉の向上に誠心誠意努力してまいりました。もちろん私はそういった内容を全部確認しているわけではございませんが、場合によってはそういったことも議員の耳には入っているかと、入っているからそういう質問をするんだろうと思いますけれども、多少私は、それを、もちろん事実はわからないので肯定するわけでもありませんけれども、ただ、やっぱり職員として、地方公務員として、全体奉仕者という立場は全く変わりませんので、公平・公正に、そして町民のために職務を行っているということだけのご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今回の被災で、役場執行部の、前執行部ですね、多くの方が亡くなりました。そして今、新しい若いスタッフの課長たちが並んでいます。この一新された町で、や

っぱりどこを見て町職員として働くか、その辺が今求められています。そして皆さんに町民は期待しています。ですから、トップが間違っただけをしたら、ぜひ、これは違うんじゃないかと、そういった発言を私はこれからしてほしいと思います。まして被災地であって、やっぱり人間ですから間違っただけを判断をします、そのときに、「これは違うんじゃないですかね、副町長」、「これはどうなんですか、総務課長」と、そういった言える皆さんだと私は信じています。前の課長さんたちも一生懸命やっていました。そういった中でこの震災を受けて、本当に大切な命が亡くなりました。そういった人たちのかわりに皆さんがいるわけです。

私は多くの今の課長さんたちと話す機会が前回より増えました。被災地にあるためです。そうしたときに、もう真摯な声、そして町民を思う心がいっぱい伝わってきています。だから、そういった気持ちをやっぱり執行部と議会が皆で共有して、その辺が今私は必要でないかと思っています。

次に、3問目に行きます。行政の備品発注業務経費を節約削減し、被災者支援経費捻出や雇用の場の創出の財源として、生活支援や環境整備などの支援に回すべきと思うが、町長の考えはということです。町長はやっていると。やっているでしょう。大きい事業と大きいお金がいっぱい来ていますんで、今はもうやるしかないんです。だから、そういった時点で、こういった兼業問題を持ち出すことも、同僚議員が復興に向けての質問をしているときに私はどうなのかなと考えましたけれども、今ただして今変えていかないと、復興に向けてますます遅れるんじゃないかなという気持ちから、今回こういった質問をさせてもらいました。

やっぱりこの津波で南三陸町はゼロからマイナスになりました。やっぱり行政も新しいまちづくり、町長話しています。だから新しいまちづくりのために一体で何かをする。余計な経費はかけない。被災者に対する支援を第一に考えてやるべきだと思います。高台移転、高台移転と言っていますが、これで動いているのは業者、早く済ませよう。ただ、被災者の心のケアとか、そういった被災者意識、被災者目線に今町長はなっていないような気がします。なぜなら、58戸ある仮設、回ってるんでしょうか、その辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） すべてというよりは、そう多くない仮設住宅は回っておりますが、ほとんど回っていないという状況には間違いないというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 平野大臣が言っていました、「復興交付金は国民の税金です。厳しい検証をして、財源の支出を図ります」と。やっぱり国とて財政的には厳しい、そういった中で

のむだをなくした復興計画、そして復興交付金の要求、そういったのが求められている。こういった発言がこの言葉の裏には私はあると思います。また昨日、日本の防災会議で、「また東海・東京などで予想される震度7クラスの地震が発生したら、日本は立ち直れない」と言っていました。こんな国の財政状況を考えても、幾らでも要求すれば10年間の復興・復旧に復興交付金が来るという考えは持つてはいけないとも思います。大切に南三陸町の身の丈に合った交付金の活用が求められますが、この辺、町長どうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 身の丈に合ったといいますか、これからの復旧にかかる費用につきましては、ご案内のとおり260事業の2,900億円ということで出させていただきますし、にかく町の姿を取り戻すということのためにかかる費用につきましては、これは国の方から手当てをしていただく、これは基本中の基本です。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 基本中の基本と言いますが、庁舎とか病院に関してもお金を一般財源から出さなくてやりました。ただ、国が例えば、例えばの話で申しわけないんですけども、東海、東京、ここにもし大震災が起こったら、東日本の復興交付金は出ません。今までのように、予定しているとおりに来ません。こういった形の中で、大変だから今のうちにそういった想定もしながら、町長はいつも想定外と言いますが、そういった想定、この間の体験でも必要なことは十分わかったと思うんです。だから、そういったことを想定して、むだのないような財政活用ということを私は言っています。

あと、身の丈に合ったという意味合い。私の身の丈に合ったというのは、5年後、南三陸町、人口がどうなるか。人のいないところに復興計画ですばらしい土地をつくっても、これから来る可能性はあるかもしれないが、現実的にはつくってみたいとわからないです。この辺から私は身の丈に合ったと。何もかにもがほかに負けないようなことをつくる必要もないけど、最低限のこの町の復興にとって、今後発生される宮城県沖地震を想定して、人を守る、町民を守る復興計画案のもとに、ある程度限られた予算で、何かとにかくお金が来ると、4,400億円って前に言っていました。そして今回の23年、24年では2,900億円。その辺が全部来るという確約はないと思います。こういった中で、やっぱり町民目線であってほしいと私は一番思います。前にも質問したときに、「町に格差はない」と町長は言い切っていました。格差はあります。だから町長が言っている格差は、結局大手の大きい会社が全部復旧して復興しています。ただ、100万、200万の金が何ともできないという事業所、商店がたくさんあ

ります。その人たちは復興をあきらめています。復旧をあきらめて、結局商店の再開もあきらめています。その辺を私は、企業の格差としてこの町の中にあると思っています。

そして、この間、ホームページの中で、4分の3ですかね、グループ企業の一覧を見たんですが、そういった商工会を通しての県・国の事業を受けている会社が、町長のこの間の説明ですと114社ということを知りました。しかしながら、今回ホームページで、グループ企業かなとは思いますが、213社ありまして、その中に南三陸町の業者は4社しかありませんでした。また別の多分機構とかそういった形の企業再建の方向でもって、多分資金とかその辺の補助を受けていると思いますが、この辺のちっちゃい商店、零細企業、この辺の救済、何か町の方で考えていますか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 今おっしゃいました、その事業再生する意思のあるところは、グループ化補助だとか、あるいはそういう補助事業に乗っかるとか、あるいは中小機構の仮設の店舗ですとか、そういうような方法があると思いますが、私の今持っている資料では、4社じゃなくて、かなり数……状態にあります。それはその情報の出どころによっていろいろ違うでしょうけれども、かなり努力はされている方もおられますし、議員がおっしゃるように、いろんな意味で断念されているという方もおられるかとは思いますが。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 私もいろいろ書類を書いたんですが、今、商工会の団体ごとに出すという方向で商工会でも頑張っていますが、一人で書類を作成するというのはなかなか難しいものがあります。そういった中で、やっぱり行政もそういったところに支援をしてもいいんじゃないかなと。書類作成の援助ですね。その辺もぜひ今後考えてもらいたいと思います。

今回も雇用の場がないということで、町でも大分苦労されて、そして今回、町長は170名の雇用を生むと、24年度ですね。それに関して課長の方から聞いたんですが、書類の中では735名、17億6,000万円、これを人件費に町の方から充てるというような雇用対策ですかね、それをやっています。うちの方でも、ちっちゃい会社なんですが、4月から、4月からというか、去年の12月から募集をかけて、二人の人が面接に来ています。今、何とかこの二人の求職者を雇用するような形で考えています。しかしながら、先ほども話したように、仕事がありません、現実的には。こういった面から、随意契約、印刷業で今私の会社だけ取りましたが、町としての随契の中の仕事の面をこういったところに随契で発注してくれます

かね。今、例としてうちの会社を挙げましたけど。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 個々のそういった業者にここで発注するというお答えはするわけにはまいりませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 発注されるかされないかじゃなくて、努力をするとか取り組みますとか、そういった考えはないですか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 先ほどもお答えしましたように、そういった財務規則に従って、特に印刷業務につきましては、そういった姿勢で今後発注をしまいたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） そうすると、従来どおりの、町長の会社、佐藤印刷に70%、85%の仕事を発注するというような町の体制で、規約にのっとって、そのままの随意契約、発注を今後も続けるということですね。確認します。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 発注するに当たりまして、見積書を徴集して、安いところに発注をしておりますので、結果的には逆転するかもしれませんが、それはそれぞれの業者の努力次第だと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 先ほど来から随意契約と言っていますよね。随意契約、見積もり合わせ。見積もり合わせに関しては各課から聞いています。10万以上ですと見積もり合わせになるので見積もり合わせをしますと。そういった中で私も随契受けてます、何課からか。その中では、「千葉さん、これどうなんですか」と、「じゃあ見積もりください」と。見積もりを出して、「じゃあいいですよ」ということで発注してもらっています。そういった経緯がある中で、見積もりで安かったら、安かったところに見積もり依頼ください。頑張ってください。担当の総務課長、どうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 例えば本当の少額の印刷物でも見積もり徴集をすべきかどうかということについては、これは財務規則にそこまで書かれておりませんので、これは今後そうい

った指名業者審査委員会で印刷物の発注について、財務規則でうたわれていない部分について、そういった取り扱いができるかどうか検討させていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今の総務課長の話からですと、発注はしないというような感じに私は受け取りました。地元の雇用が少ない、雇用の場がないと言って、頑張っている事業所に対して、そういった方向に町はない。これを町民が聞いたらどう思いますかね。町はどこを向いてやってんだと、困っている会社はいっぱいいるんだと、被災地では仕事もないんだと。それでもそれを続けるということですね。わかりました。そういった方向でやって、私が総務課長のところに毎日行って、仕事ありますかって聞きに行って、副町長のところに行って審査委員会の中でうちあたりを常に入れてくださいってお願いするしかないのかなと、そういった方向で考えます。

今のこの財源の支出に当たって、ちょっと私、いっぱい疑問があります。その辺、最後に言って終わりにします。

志津川に関しては、成人式の資料、これ8万かかっています。ほかの自治体ではカラーにしないし付加価値もつけてません。被災地はなおさらです。そういった中でこれに8万をかける意味があるのか。あと、この支援ガイドマップ、これ、佐藤印刷の方で印刷しました、75万です。これは、国が出しています、県で出しています。この近隣の市では、気仙沼でも石巻でも出していません。これは必要でしょうか、そういった疑問を持ちました。こういったお金があったら、別なところに回すべきだと思います。

あと、南三陸町復興計画概要案、これは5社だと教育課長から聞きましたが、5社で出して、私もここで文句を言うためにはもう出さなきゃないと思って残業してつくりました。しかしながら、この経費は出ません。そして、登米市でこれをつくりました。登米市ですよ。登米市は東日本大震災から津波を受けてません。そういった中で、これをつくってました。そして、企画課の説明では、登米市でつくってます、仙台市でつくってます。気仙沼も石巻もつくってません。そして登米市に関しては、職員がこのデータを全部打ち込んだそうです。そしてデータを印刷会社に持ち込んで、3万部60万で上がりました。そして、この間企画課長に聞いたならば、どことは言いませんが、発注先が決まりましたと。登米市の業者と言ってましたね。これが大体上限が220万だそうです。そしてプロポーザルでやりました。そして、うちの会社は75万ぐらいで出しました。75万ぐらいで出したんですが、結局うちの提案は質素なものです。何せ機械も従業員もいませんので。ここで何か言うために私は頑張って出し

ました。だから、こういったのが今果たして必要かと私は思います。やっぱり今必要なのは、住民に対してのケアと復興を進めるためのいろんなことをすることが今、私は求められていると思います。この辺をぜひ行政の方で検証してもらって、どこを見て仕事を発注しているのか、何を考えて、どんな必要性でもってやっているのか、その辺の財源のむだ削減、その辺取り組んでいってほしいと思います。

最後に、すべての今回の質問に対してのまとめ的なことを町の方に、町長に伝えたいと思います。被災自治体に見合った財源支出をしていくべきと私は思います。今抱えている人口流出問題、被災者へのケア、高台移転の調査費、雇用問題、長く続くと予想する被災者支援などの多くの財源を割り当てるべく、財政支出を検証し、経費を削減すべきと思います。業種1社のみ理不尽な支出、その取り巻きへの偏った支援などではなく、町民のために復興交付金を活用すべきと思います。そのほかにも、製品の販売ルートの確保、町外へのアンテナショップ設置など、なかなか町内の事業所、商店が捻出できない部分への資金の支出に、むだをなくし、基金として積み立てておくべきと考えます。今、一緒にこの苦しい、厳しい状況を乗り越える政策を町は図り、すべての町民に一日も早く笑顔が戻ることを願い、質問を終わります。

○議長（後藤清喜君） 以上で、千葉伸孝君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時20分といたします。

午後2時03分 休憩

---

午後2時20分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告10番、小山幸七君。質問件名、南三陸町、水産物、ワカメ、メカブ等のブランド化の取り組みについて。以上1件について、一問一答方式による小山幸七君の登壇、発言を許します。9番小山幸七君。

〔9番 小山幸七君 登壇〕

○9番（小山幸七君） 9番小山は、議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。一問一答方式で行います。

東日本大震災から間もなく1年になろうとしております。震災発生当時の漁民の大半は、漁業は再びできなくなるのではないかと途方に暮れ、中には漁業をあきらめ、他の地に移転した方もございます。不安にかられた日々を送りました。しかし、暑いさなかの瓦れき撤去、

漁民同士の意見の対立、紆余曲折があっても、何回となくみんなでミーティングを重ね、ワカメ施設をつくることがお互いに目標は一つと、養殖ワカメを再生させることで漁民の決意は固まってきました。我が地区だけでも5,000個以上のサンドバックにスコップにて川砂利を入れ、土俵を詰め、共同作業を行い、その後に海中土俵投下、ワカメの種まきと、11月末にはほぼ終了いたしました。何ととっても数ある養殖漁業の種類の中で、漁民にとってワカメ養殖漁業は短期間で漁協に出荷できて一番早い収入の源です。2月から震災後初めてワカメの刈り取りが始まり、3月下旬には最盛期に入ります。今年は、他の養殖いかだの数が極端に減少しているためか、プランクトンが多く栄養が高いせいか、食味、製品もよく、近年にない高値で入札されました。水産業の再起なくして南三陸町の復興はないと言われておりますが、養殖漁業の一つであるワカメ養殖漁業は、さい先よいスタートを切りました。その復興に向けて再生した南三陸町特産ワカメのブランド化の取り組みについて、町長に伺います。

以上、登壇からの質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、通告10番、小山幸七議員のご質問でございます、南三陸町、水産物、ワカメ、メカブ等のブランド化の取り組みについてお答えをさせていただきたいと思っております。

当町では、漁業者の皆様と漁協等関係機関のご努力によりまして、歌津地区で震災前の6割、志津川地区では震災前と同等の水準まで、ワカメ養殖の施設数が回復いたしております。今シーズンは、取引業者からのワカメの引き合いが強く、例年以上の高値で取引されている状況で、漁業者にとりましても、また水産業からの復興を掲げる当町にとっても、明るい材料となっております。

三陸ワカメは既にブランドとして確立しておりますので、今後は高品質なものを安定的に供給していくことが重要であります。行政としましても、品質に影響する密植の防止などについて漁協と密に連携を取り合いながら周知を行い、三陸産ブランドワカメの品質保持、安定供給に寄与してまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） 私は、ブランド品というものは、個人とか1社だけではなかなかつくり上げることは難しく、相手に対して、世間大衆に対して知名度を高め、認識を知ってもらうことが大切だと思うんです。つまりネームバリューをつくり上げることだと考えております。幸いにもワカメの場合は、宮城県漁協、そして漁民、宮城県漁協志津川支所、そして町当局

と一体になりながら、みんなでブランド化を推し進めていかなければなりません。宮城県漁協志津川支所におきましても、ブランド化に対しては大変力を入れているようでございます。

今月の27・28日には、東京におきまして約100社以上の商社が集まって、いろいろと漁協から提供される品物に対して会合、イベントが持たれるそうでございます。やはりこのようにいろいろな面で産業団体とともに町が一体となり、そして大々的なアピール、宣伝が大事だと思います。この宣伝にとりましては、よく言われますけれども、夜景ですね、神戸の夜景、あるいは世界的に有名な香港の夜景でも、すべてがコマーシャルです。化粧品あるいは装飾品、名前を挙げますと、ダンヒル、シャネル、オーストリッチなどですね。やはりこのように一番は相手に訴える方法が大事かと思っておりますけれども、そういう点におきまして、町長はどのようなお考えを持っているかお伺いいたします。

○町長（佐藤 仁君） ブランドというのは、ある意味他社製品との格差をつけるという意味でよくブランドという言葉を使いますが、そういった意味におきましては、今回の大震災、大変な大災害になったわけですが、しかしながらこの震災で、日本国内のみならず世界に南三陸という名前が知れ渡ったということはご承知のことだというふうに思います。そういった中で、南三陸という名前のついた、そういった水産物等が出回りますと大変評判が高いというふうにお話も聞いておりますし、また今回の震災でさまざまなご縁ができましたが、日本国内の各種地域のイベントにおいて南三陸の物産を扱って、それを売ってやりましょうという、そういう大変引き合いも多く来てございますので、そういう意味においては、販路も新たな拡大ができるなど、そういう感じがいたしてございます。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） 今、町長が、大変この南三陸町の産業に取り組んでおられるものに対して、各方面から多大な評判をいただいているというご答弁でございましたが、私はさらに、この塩蔵ワカメ、南三陸町のブランド品を知らしめるには、もう少し進んで効果のあるようなことをしたらいいのではないかと考えております。

それはですね、ちょっと天皇・皇后両陛下のご来町になられたことをお話ししたいと思いますけれども、4月27日、東日本大震災により避難されている方々を励まされるため、我が町に天皇・皇后両陛下が来町されました。そして、町長の案内のもと歌津中学校避難所を訪れ、避難されている多くの町民を励まされ、今後立ち直る勇気、望み、元気、気力を与えてくれました。屋体に避難されている方々はもちろんのこと、天皇・皇后両陛下を一目見ようと、またお礼の気持ちをあらわそうと歌津中学校の校庭に集まった多くの町民も元気づけら

れたことでしょう。両陛下は、町長の案内のもと高台の校庭から、瓦れきと化した伊里前のまち、欠落した歌津大橋、湾内の養殖施設が無となり、1隻の停泊船もなく、壊滅状態になった沿岸漁業の様子を見て、この惨状では、落胆と途方に暮れる漁民の様子を思い浮かべ、養殖漁業の再開は大分先になることを感じたことでしょう。しかし、震災から10カ月後の本年1月には養殖ワカメなどの収穫が始まりました。

そこで町長、あの稀有な未曾有の震災、両陛下が来町され町民を励まされた当時は、想像もできないほど南三陸町は落ち込んでおりました。しかし、今まさに力強く町民一体となり1歩ずつ、ステップ・バイ・ステップで復旧・復興、そして発展へと確実に前進しているところでございます。その様子を知ってもらうためにも、そのあかしとして南三陸町ブランド品・塩蔵ワカメを宮城県漁協を通じて皇居に献上して、ワカメのブランド品としての確立を図る構想はいかがなものでしょうか、お伺いいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災後に、養殖施設、船、それから家と、ほとんど壊滅的にやられてきて、漁民の皆さんもまさに途方に暮れた震災後だったというふうに思います。当初から漁業の再建なくして町の再建なしというのを口ぐせのように話をしておりました。若干強がりの部分もありましたが、ただ、当初1年前に比べて、自分である意味想像以上だったなと思っているのは水産の復活でございます。ご案内のとおり、前にもちょっとお話しさせていただきましたが、アキサケが水揚高では前年の9割と、それから年間の水揚量も前年の6割強ということになりまして、ここまで果たして復活するのかなと、ある意味感慨ひとしおの部分がございます。また、この2月にはワカメの買い取りも始まりまして、非常に漁民の皆さんも現金収入ということにおいては大変元気が出てきたのかなと、そんな感じがいたしてございます。

ただ、前からお話ししているんですが、どうしてもこれまでの当町の湾内の養殖につきましては密植ということが指摘を受けてまいりました。そういった中で今回このような状況になりましたので、当初からJFの運営委員長にお話をしておりましたが、とにかく前のような密植の状況は避けようという話はずっとしておりました。それがですね、南三陸町の志津川湾からとれるもの、これが常に高品質のものを維持するということが、ひいてはこれがブランド化につながっていくというふうに思っております。

そういった中で、今ちょっとご提案ということで皇室献上品というお話でございますが、基本的には皇室献上品は新規には一切受け付けないという状況でございます。でも、行幸啓、

この間、4月27日においでいただきましたが、行幸啓の際に、知事等から例外的にちょっと受け取るというケースがあるというふうにはお聞きをいたしておりますが、しかしながら、正式には国会の議決が必要ということでございますので、なかなかハードルが高いというのが現実問題でございます。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） 私も宮内庁総務課にある人を通じて電話をさせてもらいまして調べたところ、やはりこれまでよりは非常に検問ありハードルは高いと言われました。しかし、100%だめとは言わなかったと聞いております。それで、震災の慰問に来られたお礼として差し上げるような手立てもあるんじゃないかと感じております。

といいますのは、両陛下が皆さんにお会いになるときには、肩から上に手をめったにか絶対か上げないんだそうですね。ところが、伊里前の避難所へ来たときは、感きわまって、避難されている方々がすごい声援を送りましたら手を肩から上に上げたそうです。そういうところとかですね、この定例会の際にも同僚議員がお話ししましたけれども、やはり町長が向こうまで行って今回の天皇陛下のご病気の際も記帳されております。いろいろな面で他の市町村とは一歩先に行ってるんじゃないかなと感じるわけでございます。私はこの程度しかわかりませんが、これ以上のことは、あとは町長の手腕でまず前進されればと考えておりますけれども、この効果に対しては、町長、三陸道の石巻港へおりたことございますか。あそこへおりて、真っすぐに石巻の45号線に通じる道路に行きますと、丁字路になって右に曲がるんですけども、そこに「皇室の献上の海」と書いた、それ以外は読めなかったんですけども、あるんです。私も県の漁協といろいろ交わりまして聞きましたら、あそこのノリは、毎年1回品評会みたいなのをするんだそうです。それで、そこで1位になったのを皇室に送り届けているということを県の漁協から聞きました。それで、やはりあのように書ければ、もうこれはコマーシャル、PRなんていうのは、よそはやらなくとも最高のブランド品の宣伝効果があるんじゃないかと思えます。

過去には、私は直接存じ上げないんですけども、歌津の方からアワビを差し上げたことがあると聞いております。やはりいろんなルートはあるのでしょうかけれども、最初からだめだでは、これは夢も希望もないと思うんです。今このピンチのときに、そのように岩手県、宮城県、福島県、この東日本大震災におきましても、天皇陛下がご来町になられる、あるいは励ましに来られたところは、ごくわずかの箇所にはすぎないと思えます。そうすると、やはりこの南三陸町というところの印象は、相当シビアにといいですか強く印象に残っているん

じゃないだろうかとは私は考えます。やはり今これだけの被害をこうむった最大のピンチです。しかし、これを何とかいい方向に持っていくような温かい、明るいニュースともなるような、町民のためにもでき得れば町長アタックしてみてもはどうでしょうか。そこのところをひとつお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 皇室献上品としてお贈りすることができれば、町としてもこの上ない喜びだというふうに思います。ある意味そういった形の中で献上することができれば、水産業界あるいは消費者の皆さん方から、この三陸ワカメに対する評価というのは一気に上がっていくんだろーと思います。今、小山議員からお話のように、せっかくこの南三陸においでをいただいて、壊滅的な町から少しずつ復活ののろしを上げていると、そういう意味で南三陸の志津川湾でもこのようにワカメができましたということでお届けができれば、それは私も大変うれしいし、いいなというふうに思っています。100%だめではないというお話でございますので、その辺がどういう形の中で実現できるのかということについて努力を惜しむものではないでございます。そこは我々としてももう少しその辺ではいろんなルートを使いながら検討いたしますか、やってみたいというふうに思いますが、いずれ本当に献上品ということになれば、本当にこんなうれしいことはないなというふうには思っています。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） 町長、どうもありがとうございます。大変いいご返事をいただきましたので、当地域出身の小野寺先生もおることですので、もし向こうの方の手づるに際してもお断りはないと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤清喜君） 以上で、小山幸七君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時42分 休憩

---

午後2時45分 開議

○議長（後藤清喜君） 再開いたします。

14番議員が退席しております。

---

日程第3 議案第7号 南三陸町職員定数条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第3、議案第7号南三陸町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第7号南三陸町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

本案は、東日本大震災からの復旧・復興事業を遅滞なく推進するための人員を確保するに当たり、必要な措置を講ずるため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、議案関係参考資料の13ページをお開きいただきたいんですが、議案参考資料の13ページでございます。

それでは、説明を申し上げますが、今回の改正は、第2条第1号の町長部局の定数を188名から226名に改正するもので、38名の増となります。

その内容は、備考欄にありますように、復興事業に係る人員の確保、そのための定数の改正でございます。職員定数に含まれますのは、一般職の職員と再任用の職員、それから他団体から派遣されます職員の数もこの職員定数に含まれます。新年度の派遣職員は、他団体から41名内定してございます。41名すべてが町長部局ではありませんが、現在の定数では不足いたしますので、次年度以降の余裕も見込んで38名の増の改正を行うものでございます。

町長部局の現在の実職員数は179名です。内訳は、一般職員164名、再任用1名、派遣職員14名でございます。したがって、定数条例の188名より現在9名の余裕がございますけれども、新年度は203名を予定してございます。内訳は、町職員159名、再任用5名、派遣職員39名ということで、現在の段階では15名不足でございますけれども、今後の派遣の期待数あるいは次年度以降も見込んだ余裕を見込みまして、38名の増の改正をお願いするものでございます。

以上、細部説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） かねてから町長は、かなり職員が不足していると。60名ほどの人数を今要請しているんだというお話がありました。この今詳細説明がありましたけれども、この中には復興関係のそういう特別な技士というんですか、そういう方も含まれているのかどうかということです。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今回、おかげさまで24の団体から41名派遣が内定してございます。南は宮崎県の日向市から、あるいは鹿児島、それから兵庫、愛知、東京、いろいろ、24団体ございますが、その派遣の内訳でございますけれども、いわゆる主に復興関係あるいは建設課の道路河川等の災害復旧業務の土木職が15名でございます、41名のうち。それから、建築職、これが4名でございます。それから用地担当の職員、これが4名でございます。それから税務職員、これが6名ございまして、残りが一般事務職でございます。したがって、土木職、建築職、用地関係が、主に復興事業推進課あるいは建設課の方に配属される予定でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） これで間に合うと、そういうふうには思わないと思うんですが、あとどれくらいの人数が必要になってくるのか、その辺わかりますか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 事業がスタートしてみないとなかなかわからないんですが、現段階ではこの数字で大丈夫でないかというふうに思っております。

なお、このほかに、建築職の過日試験をいたしまして、民間のそういう実務経験者3名、あるいは初級で1名と、いわゆる土木職で3名内定していますし、あと一般職で4名、8名の新採もございます。それからあと、退職予定の方に再任用もお願いしていますし、そのほかに嘱託等も予定してございますので、今の段階ではこの人数で新年度4月からのスタートについては、十分とは言えませんが大丈夫だろうというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第8号 南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第4、議案第8号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第8号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、経済構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律等の施行に伴い、個人住民税、たばこ税の課税の特例措置に関する細目を定める必要があることから、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） それでは、細部説明をさせていただきます。

議案関係の参考資料14ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、ただいま町長が申し上げましたとおり、復興財源の確保、税負担に係る軽減措置を図るという観点から地方税法等が改正になりましたことから、それに関連し町税条例の一部を改正するものでございます。

95条のたばこ税の関係でございますが、現行1,000本につき4,618円を5,262円、現行より644円引き上げるものでございます。備考欄にその要約した内容が記載されておりますので、ご参照願います。

続きまして、第9条でございますが、ここを削除いたすものでございます。ここで言いま

すのは、退職所得の分離課税に係る住民税の所得割についてですが、その所得割額から10分の1に相当する金額を控除してまいりましたけれども、今回その控除する特例の措置を廃止するというものでございます。

附則の16条の方に、先ほどたばこ税を申し上げましたけれども、こちらもたばこ税の税率の特例ということで、これは3級品に係るたばこでございますが、2,190円の現行税率を2,495円、305円引き上げするものでございます。

15ページから16ページにかけてごらんいただきたいのですが、これは22条の関係でございますが、要約いたしますと、備考欄に書いてありますけれども、大震災に係ります雑損控除の特例でございます。災害関連支出の対象期間の延長や、親族の資産損失、これに係る部分について規定の整理をしたものでございます。

最後に、17ページをお開きいただきたいと思います。

町民税の特例でございますが、26年度から10年間にわたりまして、復興財源の一部として町民税の均等割に500円を加算するというような内容でございます。

以上、よろしくご審議くださるようお願いをいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 税改正ということで、大変私、この税の不平等というか、そういう点でちょっと感じているものがあります。今、説明によりますと、復興財源の確保のためにと、いう項目、大きな提案理由がありますが、果たしてこの税金によってこの町ではどれほどの税金になるのか、その辺をお聞かせ願います。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） まずもって、この町民税の均等割の部分あるいは所得割の部分についてどれくらいということで、現在申告の作業をしてございます。23年度分の所得につきましては、6月ごろになりませんとこれが確定いたしません、均等割という部分については2,700名ぐらいが課税をされるのではないかと、いう見積もりをとってございます。ただ、現段階では申告が終わっておりませんので、均等割課税のラインに到達する所得の方がそこまでいなければ、2,500人とか2,300人とかというふうなことになるかと思っております。現在、均等割、町民税の分が3,000円、県税が1,000円、合わせて4,000円というご負担をいただいております。これに今500円加算ということになるわけです。それに均等割の人数を掛けた金額が増収というふうなことになるかと思っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 私もこの税改正が出てきたので、自分の町県民税を見てみました。そうしますと、今課長おっしゃいましたように、町民税の中では均等割3,000円、それから県民税では2,200円、さらにその2,200円というのは、既に皆さんわかっている環境税、これが1,200円、2,200円の中に1,200円が環境税として23年1月1日からですか私たちが税金として取られていると、そういうふうに見まして驚きました。そうしますと、この県民税の中にもこの500円というか、県民税の中にも負担がかかってくるわけですね。その辺ちょっともう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 町民税は500円ですけれども、さらに県民税でも500円かかるということで、合わせて1,000円均等割が加算になるという内容でございます。条例上は町民税にかかる500円分ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対し反対討論の発言を許します。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 災害がありまして、大目に見ても私はこの税制に対しては反対せざるを得ないなと思っております。特に町民税特例などに対する立場からの、反対の立場から議論していきたいと思っております。

26年から35年までの10年間、町民税と県民税の均等割が1,000円の増税になるわけでありませぬ。復興財源を確保するためとありますが、被災町民の負担が増えるわけで、本来国の復興財源に含まれるものと考えます。国は財政不足と言いながら税の不平等が私は感じられます。特に消費優遇税、これは20%から10%になりましたが、ただいま説明にありましたように、退職所得10%が控除の廃止と、そういう点では不公平ではないかと思っております。

先日、トヨタ自動車の豊田氏が年収8億4,000万円のうち6割の株を配当金で賄っていると、入っていると、そういうニュースがありましたが、大変金持ちには税を低く、そして被災者で困っている人には税を高くと、そういう不均衡な税のあり方には私は納得いくわけにいきませぬので、反対といたします。以上です。

○議長（後藤清喜君） 次に、賛成討論の発言を許します。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤清喜君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第9号 南三陸町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第9号南三陸町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第9号南三陸町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、現在登米市に区域外設置している戸倉小学校及び戸倉中学校について、平成24年4月からそれぞれ志津川小学校及び志津川中学校に併設するため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） それでは、細部説明をさせていただきます。

ただいま町長が申し上げましたとおり、今回の震災で校舎が使用できなくなったことにより、登米市米山町の旧善王寺小学校に区域外設置をしておりました戸倉小学校、戸倉中学校を、平成24年度から戸倉小学校を志津川小学校に、戸倉中学校を志津川中学校にそれぞれ併設するため、本条例の一部を改正したいものでございます。

議案参考資料の18ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表でございます。第2条の表中の学校の位置につきまして、戸倉小学校を志津川小学校と同じ南三陸町志津川字城場41番地に、戸倉中学校を志津川中学校と同じ南三陸町志津川字助作1番地1に変更するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第10号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第10号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第10号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律における公営住宅法の一部改正に対応すべく、必要な事項について規定したため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（西城 彰君） それでは、議案関係参考資料19ページをお開きください。

今回、4月1日から施行される改正公営住宅法で、入居資格の要件が改正になります。それで、この中で同居親族要件というものが今までございましたけれども、これが廃止となります。それで、その同居要件の存続については、公営住宅の事業主体にゆだねられると、こう

いうふうなことになりました。それで、今回この同居要件を当町で廃止した場合でございますと、友達同士でも入居が可能になるというふうな形になります。こういう形態になりますと、応募倍率というものが非常に高くなって、住宅に困窮している高齢者あるいは障害者、こういった単身入居の機会というものを非常に圧迫してまいります。したがって、この同居親族要件と、それから高齢者、それから障害者等の単身入居について、引き続き入居資格を適用するために今回改正するものでございます。

それで、第6条でございますけれども、公営住宅法の23条の改正に伴って、当該改正前に同条において規制する、いわゆる同居親族要件として各条例において規制すると、入居者の資格についても整備するものでございます。ここで6条については同居親族要件というものを入れるというふうなことでございます。

それから、20ページをお開きください。

ここで6条の2ということでございますけれども、これは1号から11号でございますけれども、6条の第1項1号の同居親族要件について、適用しないこととする特例について設定するものです。いわゆる単身の場合、ここの1号から11号の場合、入居ができるというふうなことでございます。第1項の60歳以上、それから第2号の障害者等でございます。そのほかに記載のとおりでございます。

続きまして、22ページをお開きください。

ここに2号でございますけれども、6条の2の第2項については、6条の2の第1項に規定する特例を適用する際において、調査の実施に関し規定するものでございます。

27条でございます。収入超過者の認定に関し、改正前の公営住宅法公営住宅施行令によることとするものでございます。

続きまして、23ページをお開きください。

35条は条ずれによる対象条項の整備でございます。それから、経過措置の6でございますけれども、これにつきましては、6条の2の改正への対応として収入超過者の認定において改正前の例というふうなことで規定するものでございます。

続きまして、24ページをお開きください。

経過措置7でございますけれども、これは第27条第1項の改正の対応でございます。収入超過者の認定で引き続き3年以上入居をする世帯の収入基準でございますけれども、これも改正前の例としたものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
（「なし」の声あり）  
ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。（「なし」の声あり）  
なければ、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第11号 南三陸町図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第11号南三陸町図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第11号南三陸町図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における図書館法の一部改正に対応すべく、必要な事項について規定したいため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 今、町長が話したようなことで、図書館法が改正になります。それに伴いまして、図書館の設置及び管理条例の改正でございます。

具体的には、議案関係参考資料の25ページをお開きいただきたいと存じます。

この中で第5条なんですけど、ここに備考にも書いてございますように、図書館法により図

書館協議会を置くということで、図書館法によって設置が明文化なったというふうなことでございます。

それから、5条の2項でございますけれども、ここは、現行は「5人とする」とございますが、委員を「5人以内で組織する」というふうな変更でございます。

それから、同じく5条の3項でございますが、ここは、協議会委員の任命要件でございますけれども、これらも12月に文部省令で基準が決まりましたので、それに伴いまして、その委員が学校教育及び社会教育の関係者、それから家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命するというふうな形に変わったものでございます。

あと、条項が詰まりましたので、それによる条項等の整理でございます。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第12号 南三陸町スポーツ交流村設置及び管理条例及び南三陸町平成の森設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第8、議案第12号南三陸町スポーツ交流村設置及び管理条例及び南三陸町平成の森設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第12号南三陸町スポーツ交流村設置及び管

理条例及び南三陸町平成の森設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、スポーツ交流村及び平成の森両施設の一部について現行の規定に即した使用ができない状態となっていることから、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 議案関係参考資料の26ページでございます。

南三陸町スポーツ交流村は現在、テニスコートに仮設の庁舎、それから多目的広場には現在建設中の仮設の庁舎と診療所があります。そういう形で教育委員会としては用途変更はしてございますが、それを現状に合わせる形で条例の改正をするものでございます。

3条関係、交流村の施設につきましては、テニスコートと多目的広場をそういう形で使用していますので、現在は総合体育館のみが施設というふうなことでございます。

それに伴いまして、下の10条関係の別表がございませうけれども、これもトレーニング室のみというふうなことでございます。利用料金を取るのにはトレーニング室のみというふうな条例の改正でございます。

次のページ、27ページ、こちらは平成の森の関係でございますけれども、これも現在、多目的運動場、多目的広場等につきましては、仮設住宅が建ててありますので、それらを用途変更といいますか、現状に合わせる形で、使える施設ということで野球場、それからキャンプ場、それから宿泊棟ということで条例の改正をするものでございます。

それから、そういう形で使える施設が、6条関係で、野球場、それからキャンプ場、宿泊棟というふうな形の利用時間等の改正でございます。

次の方に行きまして、10条関係の野球場、それからキャンプ場、それから宿泊棟というふうな形で、これも別表の方の改正でございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 本案は、現行の規定に即した使用ができない状態となっていることから関係条例の一部を改正するものだということの提案理由であります。

現状、震災ゆえにキャンプ場あるいはテニスコート等を利用できなくなっております。しかしながら、この町側からすれば、有事でありますから、こういった条例改正をして現状に

即した運用を考えるわけでありましてけれども、一方においては、あそこに指定管理者が入っておるという問題があるわけでございますね。この指定管理者との関係において、こういった緊急事態ではありますけれども、何らその問題は起きないものかなという疑問を持っていました、私は。その辺のところはどのように考えたらいいのかご説明願います。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 施設がこういう災害でいろいろ縮小した形で指定管理者の方も使わざるを得ないというふうな状況なので、それで、5年間の指定管理基本協定がありますし、あと毎年さらに協定がありますので、その辺で見直しをしながら、指定管理者の方と協議して、指定管理料とかなんかにつきましても検討していくというふうなことです。

実際、平成の森とかなんかにつきましては、施設は利用料とかなんかにつきましては少なくなっていますが、宿泊とかあいうふうなところでは結構増えたりなんかもしていますので、毎年の年度協定の中で、その辺も踏まえながら規定していきたいとふうなことで考えております。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） この指定管理者というやつは、平成の森に限らず町内に各地あって、そして指定管理者が入っておるわけですね。そして協定で年間の町からの支出もされているわけですね。それはそれなりなんですけど、こういう緊急事態になりまして、いわゆる業者の方から言えばこんなはずじゃなかったと、当てが外れたという思惑はあると思いますよね。そうしたところも酌んでやらなきゃならないところもあるのかなと。一方、こちらとしても町の財産でありますから、やはりこういう有事・非常時の場合には、やはりそれは使用するのはいたし方のないことだろうと、それは業者も理解するだろうという考え方はあると思いますけれども、そうした、向こうもいわゆる企業でありますから、利益・利潤の出ないところにいられなくなるということもありますもので、そうした兼ね合いのところ、業者との兼ね合いに難しいところがあるんだろうと、こう思うんですが、その辺に問題はございませんか、現在。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） まず、今のところ業者の方からその辺のいろんな利用が規制されるといいますか縮小するような形についての話はないんですけれども、ある施設で、一応効率的にやってもらうというようなことで、今後、指定管理者の方と協議、協議といえますか連絡を密にしながらやっていきたいと思っております。5年間の基本協定の中にも災害時の場合

の対応もきちっとうたってありますので、それを踏まえた形で契約締結していますので、その辺はただ指定管理者の方に迷惑のかからないような形で協議していきたいなというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第13号 南三陸町立保育所条例及び南三陸町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第9、議案第13号南三陸町立保育所条例及び南三陸町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第13号南三陸町立保育所条例及び南三陸町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した戸倉保育所及び荒砥保育園について、本年3月31日をもって廃止したいため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、詳細について説明をさせていただきます。

議案参考資料の29ページをお開き願いたいと思います。

まず、保育所条例でございますが、ただいま町長が申し上げましたとおり、戸倉保育所につ

いては、今回被災を受けまして、志津川保育所において保育を行っておりますことから、第2条の別表から戸倉保育所を削除するというようなことでございます。

同じく、へき地保育所条例におきまして、荒砥保育園が被災により志津川保育所において保育を行っておりますので、荒砥保育園を削除するというふうなことでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 保育所の廃止ということで、津波で流出しておるということで、いたし方ないと思うんですが、荒砥保育園に関しては、震災前からたしか廃止の方向の話があって、多分地域の住民の皆さんもある程度承知しているのかなという感じがするんですが、戸倉保育所は、今回この津波で流出したということで今回の廃止にはいたし方ないという感じはしますが、今後の復興計画の中ではどういう扱いになっていますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回は被災しましたので一応削除ということにしましたが、いずれ高台移転という形の中で、土地利用計画も含めまして、そちらの方に戸倉保育所を再開したいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第14号 南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第10、議案第14号南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第14号南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災によって被災した歌津地区放課後児童クラブを再開するに当たり、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、細部説明をさせていただきます。

議案参考資料の30ページをお開きください。

今回、歌津地区放課後児童クラブを、ワールドビジョン様から提供いただきまして、この地番で行うというようなことをございまして、今回条例の改正を行うものであります。

歌津地区放課後児童クラブ、番地につきましては歌津字峰畑10番地4というようなことで、定員20人というようなことをございます。

それから、同じく3号でございしますが、今回放課後児童クラブを再開するに当たりまして、利用対象範囲を新たに設定いたしました。これによりまして、志津川地区の放課後児童クラブにあっては、志津川小学校または戸倉小学校の1年生から3年生までというようなこととなります。それから、歌津地区放課後児童クラブにありましては、伊里前小学校または名足小学校の1学年から第3学年までというようなこととなります。

次に、第3条でございしますが、対象児童の整理でございまして、これによりまして、現行の条例では第1学年から3学年までというようなことをうたっておりました。それが第2条に移行しましたので、その点の文言の整理でございします。

次に、31ページでございします。

現行の条例では南三陸町内の小学生が志津川の放課後児童クラブでというようなこととうたっておりましたので、ここをただし書きとして削除をするというようなことをございます。

それから、第5条、第6条、同じく文言の整理でございします。

それから、第7条につきましては、納入方法の設定をいたしましたので、そこを文言の整理をしております。

次に、32ページでございますが、これも同じく文言の整理というようなこととなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 歌津地区にも放課後児童クラブができるということで、これは大変よろしいと思います。この説明ですと、今は変則的かというと、何かきちっとした建物がまだ、復旧に向けていろいろやるとは思うんですが、復旧の中で児童クラブができると思うんですが、その辺の見通しというか、保育所の中にできるのかどうかって、そういう児童クラブのあり方というか、それを一つ聞かせていただきたいなと思います。

それから、これは4月1日からと伺っていますが、前のように児童クラブが開設されると。そうしますと、現在スクールバスを利用しながら学校ではやっていますよね。そのときに、この児童クラブの子どもたちは、何時までいるかわからないんですが、そういうときはどういうふうな、帰宅のときの交通手段がどういうふうになるか。

それからあと、金額的に、児童クラブの保育料、これはどういうふうになるか、その辺をお聞かせ願います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今後というようなことでございますが、復興計画の中では、いわゆる複合施設というような形で、例えば学校の近くに隣接をして保育所の隣に建てるとか、そういった形の複合の案を今持っております。できればそういった、いわゆる学童の施設でございますから学校の近くが一番いいんだろうなというようなことを想定しております。

それから、2点目の子どもたちのその扱いといいますか、今のところ被災によりまして学校の方で4時までお預かりをしているようです。その後、父兄の方が、それですと4時に帰らなきゃならないというようなこととなりますので、6時まで放課後児童クラブを見て、その後、保護者の方が迎えに来られるというようなこととなります。（「料金」の声あり）

料金でございますが、4月からは5,000円というようなことを想定しております。予算化をしておりますが、1人5,000円。それから兄弟で二人目、例えば1年生と3年生で二人目というようなこととなりますと、その半額の2,500円と、そういう想定をしております。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 本当は複合施設として保育所がことあたりできる予定だったのが、

震災でなったということで、そうしますと、前のように計画の中には複合施設の中にこの学童保育も入ると、そういう計画はそのままだということによろしいんですね。

現在、4時までということ、次6時までということなんですが、働いている方は4時ではとてもじゃないけど今、大変まだ、仮設に帰る人たちが多くと思うので、その辺も含めて、私、交通手段が大変じゃないかなという気がするんです。6時までだと保護者が迎えに来ないと帰れないと、そういうふうになりますよね。その辺の考え方というか、もう少し柔軟性を持って考えてもらえないのかなというのが一つです。

それから、料金の問題なんですが、この5,000円というのは、多分おやつ代が2,500円入ってて保育料が2,500円で5,000円だと、そういうふうに私も認識しているんですが、それはそのままということでしょうか。町長、これ、やっぱり少し減額できるんじゃないかと、私はそういう要望を持っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、1点目ですが、交通の手段というようなことになると思うんですが、今の段階ではなかなか難しいのかなと、結局迎えに来てもらうしかないのかなというような感じでございます。とりあえず6時というものの、やはり働いている方がいらっしゃいますので、6時半ごろまで遅くなるというようなことは現実的にあるようです。ただ、その場合には、6時半あるいは7時近くまでそこに指導員が残って保護者にお渡しをしているというような、そういう現状にあるというようなことでございます。

それから、料金につきましては、町長。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 被災しているということもございます。しかしながら、こういったサービスの部分につきましては、ある意味少しずつもとに戻っていかねばならないという部分がございます。ご承知のように、今回の5,000円につきましても、今お話しありましたように、おやつ代とか、直接子どもたちの口に入るもの、それから保育料って2,500円でございます。あと、保育所の関係の料金等も徐々に復活をしていかなければならない、そういう状況でございますので、現時点として我々とすればそういう金額をお願い申し上げたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 料金については、今町長のお話ですと、ちょっと残念な結果だなとは思っています。

一応、今こういう震災で非常に車の数も多いし、道路そのものも大変な状況になっていますので、それでスクールバスを使っていると思うんですが、決してこの子どもたちを一人で帰すというようなことはないと思うんですが、その辺を十分に考えながら、安全ということを考えながら取り扱ってほしいなと思っております。料金については、なかなか厳しい今、町長の答弁でしたので、引き続き私もまだいろいろ考えながら追求していきたいなと思っております。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日は、議事の関係上、これにて延会することとし、明9日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は、議事の関係上、これにて延会することとし、明9日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後3時45分 延会